

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成23年10月4日(火) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後4時21分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久  
副委員長 高木 晴雄  
委員 臼井 成夫 清水 武則 保延 実 鈴木 幹夫  
山下 政樹 早川 浩 木村富貴子 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 新津 修 産業労働部理事 小田切 一正  
産業労働部次長 堀内 浩将  
産業労働部次長(産業集積推進課長事務取扱) 高根 明雄  
労働委員会事務局長 石合 一仁 労働委員会事務局次長 酒井 研一  
産業政策課長 望月 明雄 海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩  
商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 藤本 勝彦  
労政雇用課長 塚原 稔 産業人材課長 二茅 達夫

観光部長 後藤 雅夫 観光部理事 山本 一 観光部次長 堀内 久雄  
観光企画・ブランド推進課長 望月 洋一 観光振興課長 茂手木正人  
観光資源課長 芹沢 正吾 国際交流課長 古屋 正人

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 加藤 啓  
農政部技監 齋藤 辰哉 農政総務課長 輿石 隆治 農村振興課長 山本 重高  
果樹食品流通課長 西野 孝 農産物販売戦略室長 小野 光明  
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄  
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

公営企業管理者 中澤 正徳 企業理事 西山 学 企業局技監 石原 茂  
総務課長 山縣 勝美 電気課長 仲山 弘

議題 第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第87号 平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算

審査の結果 議案については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。  
また、請願については、継続すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、観光部関

係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時00分から午後0時25分まで産業労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午後1時32分から午後2時33分まで観光部関係、休憩をはさみ午後2時50分から午後4時08分まで農政部関係、さらに休憩をはさみ午後4時15分から午後4時21分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(転職者等就業体験事業費について)

高木副委員長 産3ページの転職者等就業体験支援事業費についてお伺いいたします。9月30日の山梨労働局の発表によりますと、8月の有効求人倍率が、先ほど話もありましたように、前月より0.05ポイント上がって0.62倍となったものの、依然として震災以前よりも低い状況にあります。また、8月に戦後最高値を記録した歴史的な円高や、ヨーロッパの債務危機、世界経済の減退など、先行きが非常に不安視され、また懸念されています。そこで、県内の職業別の求人の状況、これがどうなっているかお伺いします。

塚原労政雇用課長 高木委員の御質問にお答えいたします。委員おっしゃられたように、ここ2カ月連続で有効求人倍率は上昇しております。8月の有効求人倍率は0.62倍ということでございますけれども、これは夏季の短期のパートやアルバイトなどの求人が含まれているものでございまして、予断を許さない状況だと考えています。ちなみに、正規社員に限っての有効求人倍率を見ますと、ここは横ばいでございます。6月が0.33倍、7月が0.33倍、8月が0.36倍ということで、あんまり高い数字ではございません。

その中で、今、委員が御質問されました職業別の求人ということですが、今回の事業は正規社員にかかわることですので、正規社員等の職業別の求人の状況ですが、専門とか技術、これは機械、電気、工業、情報などの技術者だとか、あるいは看護師、介護士、デザイナーなどのある程度の技術を持たれた方ですが、求人数が1,961名に対して、求職者数が1,106名ということで、この職種に限りましては1.77倍と、求人のほうがまさっている状況です。もう1つまさっているのが、保安でして、会社や個人の財産の保護とか、法秩序を守るとかという関係で、具体的には、警備員、守衛、道路管理員などの職業ですが、そちらの求人は290名に対し、求職者数が49名ということで、こちらは5.92倍と非常に高い求人倍率になっています。

一方、職を求める人が一番多いのは事務職なんですが、こちらの求人は453名に対して、職を求める方が2,190名ということで、0.21倍という低い倍率になっています。そのほかに求職者が多いのは、製造、建設、労務などという分類なんですが、こちらの求人数が1,296名に対して、求職者数が2,569名の0.5倍ということで、半分しか求人がない状況になってございます。

求職者の中でもいろいろな職種があるのですが、そのほかに職種を決めていない方が実は3,500名ほどいらっしゃいます。これはどういう方かといいますと、希望する職種がわからないという方、あとは、例えば南アルプス方面の求人がほしいとか、今働いている給料よりもうちょっとお金をもらいたいというあいまいな要望の方が多く、正規の社員の希望者の中の約3割を占めるという状況でございます。

高木副委員長 今、説明していただきましたように、職種によってすごくばらつきがあり、求人倍率が違っているというようなことの御説明がありました。そういった中で、転職を余儀なくされた方々は、就職支援をして、非常に難しいというよう

に思うんですね。どんな職種にすべきか迷う人、新たな職種につきたい方々、それぞれの事情を踏まえて、転職者の適材適所、あるいはニーズといったものに沿って就業の支援をどのように今後進めていくのかお伺いします。

塚原労政雇用課長 先ほどお話ししましたように、今、雇用状況が非常に厳しく、さらに職種に偏りがあるということと、それから正社員の求人が少ないという状況でございます。そういう中で転職をされる方は、なかなか就職が難しい状況となります。

今回、その支援をさせていただこうということで事業を組み立ててございますが、先ほどご説明いたしましたように、債務負担行為をとらせていただき、23年度、24年度で合計1億4,000万円の事業で約60人の方の雇用を支援していこうという事業でございます。

具体的な事業方法ですが、まず、就職支援会社に委託して企業の開拓をしていただきます。このような非常に厳しい情勢なので、就職支援会社にはいろいろなノウハウや、今までのいろいろな企業とのおつき合いがございますので、それをフル活用してあらゆる職種の企業をまず開拓していただく。そして、それを登録していただく。もう一方、転職者の方たちにお声をかけて、登録していただく。登録された方たちに対してキャリアカウンセラーが入り、その方たちに合った職業は何か、どういう御希望があるのかといった一人一人のニーズをまずとらえるという作業をします。

その後、就職に有利となるよう、OFFJTと言いますけれども、研修をさせていただきます。ビジネスマナーがまだちょっと足りないという方に対しては、基礎的なビジネスマナーを学んでいただいたり、また、事務関係に進む方であれば、OAの関係の基礎研修をしていただいた後、今度は実際に職場の研修に入り、本人の適性も踏まえながら、幾つかの企業の中から選んでいくという段階になります。当然、その企業も人の受け入れをして、現場で研修するということで負担となりますので、それに対する経費をお支払いするという形になります。そのような流れの中で、転職者等のニーズを踏まえた就職支援をしていきたいと考えてございます。

高木副委員長 わかりました。

(ジュエリーミュージアム(仮称)開設準備事業費について)

臼井委員 ジュエリーミュージアムの開設準備の債務負担行為というのは、だれの債務負担をするんですか。

藤本産業支援課長 事業を2年次にわけておりますので、2年分、来年度にまたがる費用について、契約を県と水晶宝飾連合会と結びます。契約を結ぶことについて県が債務を負いますので、来年度分の債務負担行為ということになります。

臼井委員 これがオープンするのはいつですか。

藤本産業支援課長 再来年の平成25年の秋を予定しております。

臼井委員 これはいつ契約するのですか。

藤本産業支援課長 今回契約するのは、学芸員等の専門的な人を水宝連のほうで雇用することによって、この9月補正予算を御審議いただいて決定した後、契約するものがございます。

臼井委員 水宝連に対して、いわゆる指定管理のような形をとるのですか。あるいは委託という形でやるわけですか。

藤本産業支援課長 ジュエリーミュージアムにつきましては、県と、運営の主体となります水宝連と役割分担ができております。運営につきましては水宝連で行います。県は展示物を除く施設整備として備品の整備を行います。施設運営と購入を含めた展示物の収集、提供については水宝連が行う。その運営の一環として、学芸員等の専門的な知識を持った人が必要だということですので、今回、水宝連で雇用していただく人の助成をさせていただこうというものでございます。

臼井委員 どこが採用するの？

藤本産業支援課長 採用は団体のほうになります。

臼井委員 水宝連？

藤本産業支援課長 はい。

(産業技術短期大学校費について)

臼井委員 次に産業技術短期大学の都留キャンパスの整備についてですけれども、過去の経過はともかく、4月に議員に復帰した私は、経緯とか具体的内容というのが実はよくわからないんだよね。これ、結構なことですし、また地元も期待していることなんでしょうけれども、この繰越明許では9億円と相当の巨額だよね。この内容を簡単に言えるようだったら教えてください。

二茅産業人材課長 こちらの予定地が三ノ側遺跡という遺跡の包蔵地になったのですけれども、そちらで住居跡等が出土して、半年ぐらい調査にかかるということです。今回、都留キャンパスとして、産業技術系の生産技術科、電子技術科の学科の2年制の建物をつくるということで、建物の延床面積が大体3,000平米、敷地面積が5,200平米ということで、それを建てるに当たっては、年度内を予定していたのですが、平成24年度までかかってしまうということです。

土地の購入が約2億円になります。造成工事、造成設計等を含めまして、さらに建築費につきましても6億円ということで、9億円の繰り越しをお願いしまするものであります。

臼井委員 建築費が6億円で、土地代が3億円もかかるのですか。まあ、後でよく教えてください。

(中小企業人材開発センターの交通アクセスについて)

臼井委員 ついでに、人材開発センターというのは、これ、かつての労働省がつくった施設ですよ。そして、労働省から県に贈与を受けたときの経緯はどのようなことだったのか、せっかくだから、教えてください。

二茅産業人材課長 中小企業人材開発センターは、県が県有地を提供して、当時の雇用促進事業団がその上に建てたということです。今まで、施設整備等につきましては、国から団体を経由して修繕等を行っていたわけですが、今年の10月に雇用能力開発機構が高齢障害求職者雇用支援機構ということでほかの団体と統合され、廃止されるということです。これに伴い、都道府県で希望するところがあれば、譲渡しますということで、今年の4月から県の施設として管理しているわけです。それにつきまして、3年間に限って全額の補助を修繕に助成

いただけるということですので、厚生労働省と打ち合わせをする中で、緊急を要するものについて今回、補正予算に計上したところでございます。

白井委員

南部環状の道路ができてから、あそこは迷路と言ったら大げさだけれど、交通アクセスがとにかく悪いんですね。大変アクセスが悪く、裏から行った場合は工業技術センターのほうに行ってしまうたり、そして、工業技術センターの駐車場から人材開発センターの駐車場を経て正面の玄関に行くような云々とか、南部環状ができて、何であのようなせっかくの施設のアクセスを悪くしてしまったのかな。例えば、取付道路をつくるとか、何か工夫があってしかるべきだけれど、事前に道路整備の当局である県土整備部とよく話し合ったのですか。

二茅産業人材課長 その辺の経過については存じ上げておりませんが、特に平和通り側から入っていくと、左に回り込んで、ぐるぐると迂回していくというようなことになっておりますけれども、それにつきましては、できるだけスムーズに入れるようにということで、いろいろ会議等をやるときには、事前にお知らせして、支障のないようにやっております。

新津産業労働部長 私、3年前に商工労働部の次長をしておりまして、新山梨環状道路南部区間につきましては、高規格道路と言いますか、自動車専用道路でございますので、直接出るということにはいかないわけで、インターチェンジのようなものをつくらなければ直接出られないということです。直接の出入りがもともとできていたところが今度は高規格道路となるものですから、一たん側道に入るといって交通不便にならないかと、いろいろ検討とか、県土整備部とも当然話し合いをしたという経緯を、当時、直接は担当をしておりませんが、聞いております。

その結果、西進する側は一たん外へ出て入ります。それから、東進の場合には、直接側道から入って行けるということで、当時の条件の中では最善だということであったんですが、現状、自動車専用道路ということで、一たんは側道へ出なければならないという状況になっています。これはやむを得ないことではないかと思っております。

白井委員

記憶がさだかではないけれども、その後、二、三度行っていると思うのだが、インフォメーションの看板類もあんまり親切じゃない感じがするんだよね。間違いとか、見失ったかどうかはしりませんよ。だけど、見失うということは、あんまりいいインフォメーションじゃなかったという記憶が今、鮮明にあるんです。あそこは、意外にと言ったら失礼だけど、結構いろいろな研修とか、中小企業団体の皆さんの小さな団体が総会をしたりと、県のOBも行っているからよくわかると思いますけれども、結構活用されているように私は見受けています。

ぜひ二茅課長、インフォメーションの看板はしっかりと整備するように。アイメッセあたりは、あれだけ大きく、大きな交差点もあつたりして問題はないのだけれど、人材開発センターの辺は南部環状道路ができたことによって、ロケーションが一変してしまっているから、初めてあそこに行く人も、何かでいらっしゃる人も親切にわかりやすくなっていけばいいんだけど、私の記憶ではインフォメーションの看板類は、あんまり親切でないような感じがしたんですよ。そんなことでよく調査をして、せっかくの施設ですから、それをまた是正してください。よろしく。

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した

※第87号 平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算

質疑

(高度化資金債権管理事業費について)

保延委員 中小企業高度化資金の回収ですけれども、この間も新聞紙上で見ましたが、RCCに委託をして、その回収金額は今現在、幾らなのですか。

赤池商業振興金融課長 回収金額等につきまして、ちょっと細かい数字になりますので、よろしければ資料配付をさせていただいた上で説明させていただきたいと思えます。

堀内委員長 執行部からの資料の提供がありましたので、事務局から配付いたします。

保延委員 これは今、初めて見せていただいたわけですが、委託料が合計で2億1,969万5,000円、回収額が3億1,986万4,000円。これで差し引きが1億円ほどですね。これだけ委託料を払って、1億円しか回収ができないということですか。2億2,000万円も税金を使って1億円しか回収ができていないというのは、これはどういうことですか。かえって上塗りになってしまったよね。要するに、それだけの委託料を払っても回収がそれしかできないなんていうことでは、これは頼まなくてもよかったと。その辺はどのように感じていますか。

赤池商業振興金融課長 ただいまの御質問ですけれども、確かに昨年度までは委託料より回収額が下回り、今年度初めて逆転したのですが、当然、不良債権ということで、債権の回収は非常に困難でありますし、連帯保証人もたくさんいるという中で、一番回収が見込めるところは、やっぱり担保物件を設定していますので、そちらからの回収ということで、早目に着手して、どんどん競売を申し立ててやっていたのですけれども、ちょうど甲府地裁が非常に混んでいたりしまして、その関係で競売自体が非常におくれています。

そういう中で、やっと昨年度末から競売で売れるようになりました。競売も今こんな状況ですので、1回目で落ちるということはなくて、2回、3回というようなことで、なかなか厳しい状況です。今年度になりまして、9月に1億円ちょっとの競売があり、非常に時間がかかっているのですけれども、RCCのノウハウを生かして、できる限りのことをさせていただいております。県職員が直接ここまでやるというのは非常に厳しいかと思っております。また、先ほど言いましたように、連帯保証人からも何人か最近回収していますけれども、税金と違まして、開示義務がありませんので、その中でやっぱりできる限りの回収を図るためには、RCCに委託せざるを得ず、その中でやっと実績が上がってきたと考えています。

保延委員 それで来年度から今度はRCCが手を引くということで、民間の弁護士に委託をして債権を回収するということになるわけですか。

赤池商業振興金融課長 RCCが、先ほどの法律の改正に伴う金融庁の方針で、来年度から委

託をおそらく受けられないということになってきますので、こちら側につきまして、今、委員がおっしゃったように、弁護士さんに頼んでやっていくのか、それとも、職員がやっていくのか、あるいは別のサービサーに頼むのかなど、いろいろなやり方があると思うので、専門家の第三者委員会を設けて、そちらのほうから意見を伺う中で、処理方針を検討していきたいと思っています。

保延委員

あまり期待はできないですね。RCCに頼む前は県職員などがやっていて、それがどうしようもなく、RCCにお願いをしたということで、RCCがこれだけの金をかけて、半分回収した程度ですよ。こんなことでは県民に理解は得られませんよ。

いずれにしても、これは遅過ぎたんですよ。競売をかけても、はっきり言って、地価はどんどん下がる。もうちょっと早く手を打っておけば、これほどにはならなかったと思うのですが。

今までのことをいろいろと言ってもこれは仕方がないのですけれども、いずれにしても、今から民間の弁護士にお願いをすると言っても、どういう格好でやるのか、その辺の県の姿勢は決まっているのですか。

赤池商業振興金融課長 先ほど言いましたように、日本随一のサービサーということでRCCが4年間かけてこれだけ行ってきましたが、来年から受けてもらえないということですので、私どももどんな方法がいいのかということを検討する資料として、弁護士さん等を入れた第三者委員会にお聞きしながら、処理方針を検討していきたいと思っています。

保延委員

要するに、今現在において具体的なものはないということなのですね。

それから、幾つも会社がここに書いているのですけれども、この中で、債権者や保証人といったところから回収する見込みはどの程度あるのですか。

赤池商業振興金融課長 先ほど言いましたように、4年間やってこれだけだと、厳しい状況なのですが、実は、連帯保証人につきましては、先ほど言いましたように、税金と違って強制力はないので、任意に交渉とかしていたのですけれども、やっぱりその辺はやるべきことはやるということで、必要なものであれば、裁判や差し押さえなどを行っております。その中で、今、見込みというのは非常に厳しいのですけれども、できるだけ回収を図っていきたいと考えております。

ただ、もう1点、担保物件がまだ処分できていないのが、先ほどお配りした「貸付状況」にあります味のふるさと協業組合については、これは設立時のもので、今、一宮明和というところが債務を引き受けていますが、こちらの物件は今まで競売が裁判でとめられていましたが、それが再開する見込みですので、こちらの競売に対して落札があれば、それなりの額が回収できるかなと思っています。ただ、あくまでも競売ですので、幾らで落ちるとか、その辺はまだ見込みとしては言えません。

もう1点、身延ショッピングセンターが物件として残っているのですが、実は、3回競売をしまして、かなり低い額まで落ちたのですけれども、それでもなお落札者がいないということで、今からどうしていくのかということもRCCとまた検討していくのですが、それについてもやっぱり第三者委員会でどういうようにしていくのかということを検討していきたいと思っています。

保延委員

あと残りの5つ、この辺の状況はどうなんですか。

赤池商業振興金融課長 順番どおりに説明させていただきます。今言ったように、味のふるさと協業組合につきましては、競売がとめられていたのですけれども、再開する



見込みということです。あわせて連帯保証人が残っていますので、そちらと一部裁判もする中で、連帯保証人からの回収を今、図っているところです。

2番の甲南食品協業組合につきましては、こちら担保物件がすべて競売で処分されています。あとは、連帯保証人が1人残っているのですが、そちらの方も亡くなっておりますので、今、そちらの相続関係の手続きをとっている状況です。

3番の協同組合コウフシティジュエリーセンターですけれども、こちらについても、既にRCCに委託する前から、担保物件は競売で処分されています。今、残された連帯保証人から回収を図っています。

身延ショッピングセンター事業協同組合につきましては、先ほど言いましたように、競売を3回やったのですけれども、まだ落ちないということです。連帯保証人もたくさんいるのですけれども、実は連帯保証人の方もかなり高齢な方が多いということもあり、こちらの連帯保証人とも交渉しているのですが、身延についてはなかなか回収が図れていない状況です。

山梨ニューマテリアル協業組合については、先ほど言いました、9月に競売の落札がありましたので、その回収がありました。あと、連帯保証人についても、破産をされた方がいるのですけれども、逐次回収していきまして、まだ残っている方については、一部裁判をしております。

それから、玉穂商業開発協同組合につきましては、昨年末に一応、担保物件が競売されまして、こちらは残された連帯保証人から一部回収はしてありますけれども、残された人からも回収を今、交渉しております。

塩部ショッピングセンター事業協同組合につきましても、昨年度末に担保物件が競売となりましたので、それ以外の連帯保証人から今、回収を図るように交渉しております。

保延委員

いずれにしても、大きい金額がこういった焦げつきとなっているわけですから、ぜひ連帯保証人だとか、まだ競売がある物件があったら、その辺を徹底的に回収できるように、第三者委員会でよく検討していただいて、頑張っていたきたいと思います。以上です。

鈴木委員

今の件と関連するのですけれども、これは結局、山梨県としては未収金ということだよな。よく言うのだけど、実際これを10年、20年と続けていくことは考えられない。今後、県が考えなければいけないことだけれども、これは返ってこない償還金もあるわけだ。だから、これはもう未収金計上じゃおかしいということは、私が見ても思うんですね。10年、20年、30年もそのままいいのかと、だから、ちゃんとはっきりしたほうがいい。私たちが見てもおかしく、ずっと、なあなあできているような感じがするけれども、どう思いますか。

赤池商業振興金融課長

御指摘のとおり、なかなか回収も進まないということで、全額回収というのはとても不可能な状況なのですが、実は、国の方針により、こちらの中小企業が集団化して、経営改善とか、新しい分野へ出るといったことを支援するために、長期低利子、場合によっては無利子にするといった政策金融ということでして、そして、なるべくそうした中小企業を助けるために、返済が厳しいときには条件変更、例えば極端に言えば、2年間償還を猶予するとかという制度で今まで行ってきました。

国の方針が十七、八年度ぐらいに変わってまして、実際には不良債権となるものは、やっぱりちゃんと不良債権として処理しなさいと。そして、平成22年度末までに当時の不良債権額の2分の1ぐらいにしなさいという指示を受けており、本県も一生懸命、不良債権として回収しているわけです。昨年度末は、

なかなか思うように進まなかったのですけれども、委員おっしゃるように、やっぱりいつまでもほっておくということとはよくないと。いつか、けりをつけたいと思っています。

ただ、1点、先ほど、配付した資料の「貸付状況」にあります、一番下の中小機構の区分で今108億円ぐらい残っているのですけれども、このうち県が49億円、中小機構が58億円の貸付原資を出しております。そういう中で、中小機構の負担分も一部ありますので、中小機構とも相談しながら、中小機構もなるべく早く処理をしようという指示ですので、その辺、委員の御意見のとおり、なるべく早く処理したいということもありまして、第三者委員会で意見を聞きたいと考えています。

鈴木委員

結局、こればかりでないよね。例えば100億円を超している、そういうものがあるんだよね。だけど、いつか知事さんが政治判断をするときが来ると思うんだよね。だけど、その前に、やはりもっと細かく突き詰めて、だめならだめだということで早く対応をしなければならぬかと。20年も30年もかけてやっても、これはどうにもならないと思うんだよね。だから、その辺も御苦労かけていることはわかりますけれども、多分そんなに回収が進まないと思いますので、よく考えていただいて、早いうちに決断をする方向性に持っていけないと、不良債権はずっとこのままでそんなになくならないと思います。その辺を考えていただくような方策を、部長、とっていかないとまくないのではないかなと思うんですね。

新津産業労働部長 鈴木委員の御指摘のとおりですが、そうは言いますが、これまで780億円、93団体に貸し付けを行ってきまして、ほとんどのところはきちんと完済をしていただいて成功している事業もある、歴史的な事業でございます。その中で現在、7団体の不良債権が108億円残っているということで、我々の部にとっても本当に負の遺産で、長い歴史があって、なかなかこれまで解決できなかったわけです。

委員さんから御指摘いただきましたように、中小機構でも委託料をもうこれ以上負担ができないというようなことも言われておりますし、RCCも受託できないような仕組みになるということでございますので、腹をくくってと言いますか、ここで本当に第三者委員会の弁護士の先生等の御意見もお聞きしながら、どんなふうはこの不良債権を処理したらいいのかということをお聞きした上で、この常任委員会の委員の皆さんにお諮りし、議会とも御相談しながら、できるだけ早く締めくくれるものは締めくくっていききたいというのが当部の考えでございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

白井委員

いわゆる高度化資金というのは、現状もこの制度はあるわけでしょうか？今、部長が、多くの高度化事業は成功していると言いましたが、それ、すべてを云々とは言いませんけれども、この7件というのは極めて突出したものだと思うんですね。その他においても、返済が猶予されているとか、滞っているとか、いろいろあるのではないかと思いますのですけれども、その大まかな状態を知りたいということです。

それからもう1つ、赤池課長は、先ほど連帯保証人は税金とは違いなので、あまりのことはできない旨の答弁をしておったけれども、連帯保証人というのは連帯ですから、本人と同じ債務を持つわけだ。課長の税金と連帯保証人は違うなんていうような見解は、何の根拠で言っているのですか。

赤池商業振興金融課長 先に、現在の貸し付け状況ですけれども、今までは、先ほど言いましたように、「貸付状況」にあります、93団体780億円ぐらいの貸し付け

を行ってまいりました。現在の状況ですけれども、現在は25団体約178億円に貸付残高が残っております。このうち、正常債権が70億円、先ほどの不良債権が108億円ということですのでけれども、委員御指摘の、償還を猶予したり、条件変更をしているところは、その70億円の正常債権のうち、要注意先という言い方になりますけれども、そちらは34億円余り、6団体ということになっています。

税金と連帯保証人との違いにつきましては、税金については、いきなり滞納処分とかということではできるのですけれども、やっぱり連帯保証人の場合は、例えばその方の財産を押さえたり、あるいは競売にしたりというのは、民事の手続きをとりますので、それが違うと、そういう意味で申し上げたので、その辺に誤解があったのであれば、申しわけありませんでした。

白井委員

委員長ね、せっかくの機会だから、別に固有名詞がなくて、ABでも、123でもいいから、高度化資金の実態について、返済に条件変更があったとか、金利を猶予しているとか、元本を猶予しているとか、いろいろなものがあるはずだ。それを資料としてこの委員会に出してもらいましょう。

それから、民事がどうの、刑事がどうのと言うことではない。RCCによる債権回収がどうのこうのって、あなた方はすぐそういう使い分けをするけれども、ともかく根っこは、税金は何物にも優先する債権確保の優先順位がナンバーワンなことだけのことなんだよ。連帯保証人は、連帯したすべて、これは債務者なんです。ともかくそこが甘いし、あるいは理解していないとしたら、これはひどい話ですよ。

例えば、我々に「公営住宅に入れてください」と言ってくるのです。こちらのほうで「何ですか」と聞くと、「連帯保証人で家をとられちゃいました」と、そんな話は今、残念ながら枚挙にいとまなくあるの。とにかくこの長い間かけて、しかも、RCCがどのぐらいのノウハウを持っているか知りません。これは公の機関だけでも、何億円もかけて、返ってきたものが何億円です。これが日本一の債権回収機構だと。冗談じゃない。

はっきり言うておくけど、たまたま山梨県という公だから、公の機関に頼んだだけじゃないか。はっきり言うけれども、民間の債権回収なんていうものは、それはすごいですよ。課長はRCCが日本一の債権回収だという言い方をさっきしたけれども、そんなことはない。サービサーなんていうものは世の中に万とある。今、万とあって、ものすごい回収能力があるところもあります。ただ、役所だから、安易に公の機関に依頼したんじゃないですか。

赤池商業振興金融課長 先ほど、御説明した表現がちょっとまずかったのかもしれないんですけども、RCCは、例えばほかのサービサーが1回受けたところも、困難な業務につきましてはRCCに再委託しているという状況もあるようですので、その辺でRCCの債権回収能力は高いものだと考えております。

白井委員

後ほどちょっと整理して、委員長から書類請求をしてもらいますけれども、どちらにしましても、例えばコウフシティジュエリーセンターが207万8,000円。どの保証人を追いかけているか、固有のことは知りませんよ。もう何十年前も前、おそらく大げさに言ったら30年ぐらい前じゃないかな。この協同組合が破綻をしたのは25年から30年ぐらい前。残念ながら、地場産業ですよ。

そういう意味で、いかにあなた方の判断や手法が怠慢であったか、そういうことも反省しながらやらないと。はっきり言うけれども、返す意思もなければ、いい車に乗っていて、世の中を謳歌している連帯保証人もいっぱいいる。そういう中で、役所だからそんなものは適当にしておけという保証人なり、債務者

がいるはずです。

100億円のうち、国の金が半分以上。これ、今の機構というのは昔の中小企業総合事業団ですよ。国は山梨県以上であるけれども、国のことは、我々が言及する立場にないけれども、とにかく、もっともっと債権確保を真剣にやらないと、ああだから、こうだからなんて、今聞いていた答弁の見解でいたから、今、この実態にある。別に課長一人の責任じゃないんだよ、今までずっと担当課長がいたはずだから。とにかく役所の仕事というのはもうちょっと真剣にやらないと。知事が一生懸命言っても、知事の意味が伝わっていないじゃないの。伝わっていないと言うことは、部長が悪いんだよ。また、僕ら委員がしっかり指導できていないということにもなるわけだ。今の部長が悪いかどうか、これは別の話として。

そういう意味でもうちょっとしっかりしないと、こんな不良債権の回収は本当にできない。民事がどうだ、滑った、転んだ、どのぐらいの知識があるのか知らんけれども、本当に優秀な弁護士さんにでも頼んでやってごらん。私ももっともっと立派な指導をする。僕らも、債権回収やら、反対に債務者の相談などいつも受けているから、よくわかっているのだけでも、こうして出てきたものは、何十年前と全く変わりなく、担当職員として君ら、恥ずかしくないかい。公務員だからこの程度しかできませんと言われればそうかもしれないけれども。

実際これは徹底的に、今、この7件についても、競売の実態がどうなっているのか、あるいは保証人の実態がどうなっているのか、固有名詞は要らないから、ちゃんと明らかにこの際すべきですよ、公金ですから。

堀内委員長 答弁は必要ですか。

臼井委員 いや、必要じゃありません。

堀内委員長 執行部にお聞きしますけれども、今、臼井委員から提案がありました資料の提出ですけれども、これは可能ですか。

赤池商業振興金融課長 固有名詞を出さないということであれば、今、直接資料はないんですが、追ってということによろしければ、対応可能だと思います。

堀内委員長 わかりました。じゃ、資料を後日、当委員会の委員に配付してください。

小越委員 このいただいた資料で、貸付状況の不良債権先7件、先ほど部長から93団体のうち7団体が不良債権であり、ほかは大体しっかりやってきたと。42年から低利で非常に喜ばれてきたと言うのですけれども、この不良債権7団体だけがこうなった、何か共通する原因はあるのでしょうか。

赤池商業振興金融課長 先ほど臼井先生のお話にあったように、コウフシティジュエリーは大分前のものなのですけれども、ほとんどはバブル崩壊後の平成4年から7年くらいに貸し付けたものが多くなっております。これはバブル崩壊直後で、そのときに計画を立てたのですけれども、やっぱりそのとき、これだけ景気がずっと悪化しているというようなことは想定できなかったもので、こんな状況になったのかなと思っています。

小越委員 貸し付けたときはバブルのときだったので、見込みが今までと違ったということが主な原因だと。それでは、平成4年から、ほかのところに貸し付けたものはないということですか。平成4年から、バブルに貸し付けた7件だけが滞

っているのですか。

赤池商業振興金融課長 当時のものが全部不良債権になったわけじゃなくて、ちゃんとお返し  
いただいているところもあります。

小越委員 ということは、この7件が特別不良債権化してしまったときに、貸し付けの  
ときの審査というか、どこかその7件だけ共通するようなものがあつた。ほか  
のところはちゃんと回収していたのですよね。どうしてここだけこんなに残っ  
てしまったのでしょうか。

赤池商業振興金融課長 個別ということによろしいでしょうか。

小越委員 はい。それでわかれば。

赤池商業振興金融課長 味のふるさと協業組合につきましては、やっぱりいろいろな業種を集  
めて、協業で工場をつくったのですけれども、一番中心になるところがちょっ  
と事業でうまくいかなくなったということもありまして、それに引きずられて  
不良債権化したと思っています。

甲南食品協業組合につきましては、やっぱり新しく工場を設置したのですけれ  
ども、新しい取引先との関係が悪くなったとか、そういう中でよくなって  
きたと考えています。

3番の協同組合コウフシティジュエリーにつきましては、大分前ですけれど  
も、こちら、やっぱり中心になる企業の資金繰りとかがうまくいかなくなりま  
して、その関係で不良債権化したと考えております。

身延ショッピングセンター事業協同組合につきましては、やっぱり当初入る  
予定だったところが、設立当時から入らなかった、あるいは、身延ですので、  
人口が減っていくという中で、十分な商圈が確保できなかったと。そういう中  
でどんどん撤退するようところが相次ぎ、一時期スーパーマーケットも入っ  
てくれたのですけれども、そちらがやっぱりなかなか商売的に厳しいというこ  
とで抜けてしまったということで、そういう悪循環が重なって、結果的にはだ  
めだったと。

山梨ニューマテリアル協業組合につきましても、浄化槽をメインに、中心と  
なる企業が集まってやったんですけれども、やっぱり浄化槽自体が、下水道の  
普及だとか、あるいは住宅着工が若干落ちてきたというようなこともありまし  
て、その中で中心となる会社がやっぱりあんまりうまくいかなかったという  
ことで、結果的には破綻したと。

玉穂商業開発協同組合につきましても、やっぱり予定した売り上げとかが、  
周辺に大きなショッピングセンター等ができたために、どうしてもそこまで確  
保できない中で撤退が相次いだということで、うまくいかなかったと。

塩部ショッピングセンター事業協同組合も似たような状況だと承知してい  
ます。

小越委員 多分、これは産業労働部でやっていますので、地域の産業活性化、商業の活  
性化というところでいろいろ貸し付けを行い、その時代の背景もあつてこう  
なってしまったかと思うのですけれども、そうは言っても、全部で108億円  
ですよね。例えば先ほど、競売にかけて売れなかったと言うのですけれども、  
それがいいのかどうかわかりませんが、とにかく1円でも2円でも10  
万でもとるという方針でいくのか、それとも、もっとマックスにいくのか、そ  
ういう方針というのはあるのでしょうか。

赤池商業振興金融課長 今時点では、できるだけ多くの回収を図ると、そういう方針でやって

おります。

小越委員　　そうしますと、この108億円は県と中小機構で約半分ずつですけれども、最終的にはこれはどなたが負担することになるのですか。

赤池商業振興金融課長　先ほど説明したとおり、108億円の内訳は県が50億円、中小機構が60億円ぐらいですけれども、これ、中小機構から県が借りて、それを合わせて企業に貸し付けているものですから、このまま何もしなければ、中小機構への県の債務が残ってしまうということになります。ただ中小機構も、不良債権の処理ということで、一定の要件に該当すれば免除してもらえるとという制度がありますので、免除がもらえる仕組みを生かしてやれば、今から県が新たに中小機構より借りた分を返すようなことはなくなることもあります。

小越委員　　そうしますと、免除されるとなると、約半分になるということですか。

赤池商業振興金融課長　約半分というか、108億円のうち県が出しているのが50億円ぐらいですので、残りの60億円、本来中小機構に返すものを返さなくて済むという意味であれば、半分ぐらいで済むという状況です。

小越委員　　先ほど、回収の仕方、RCCに頼んでいたのを、今度、その法律が終わるので、それをやめるということなのですけれども、今まで、県が回収することがちょっと大変なので、RCCに頼んでいたと思うんです。それが、RCCがもうだめになったということは、また県がやるということになるのでしょうか。

赤池商業振興金融課長　いろいろ方法はあるかと思うんですが、それにつきまして、今回の補正予算でお願いしました第三者委員会の意見を聞く中で、処理方針を検討していきたいと思っています。

小越委員　　先ほど、民間の回収業者があるかというのはありましたけれども、これはやはり県が貸し付けたものですよね。県が責任を持ってお金を貸し付けた、それを民間の業者が回収業務に当たるとするのは、ちょっとどういうことになるかなと思います。民間のところは回収すると、しっかりしているところもあるかもしれませんが、そうではない、例えばサラ金、ヤミ金まがいのような取り立てや回収となりますと、先ほど、連帯保証人でもう破産した方もいらっしゃるとかお話がありましたけれども、高齢者の方もかなりいるのではないのでしょうか。そういう中では、県が貸したもので、RCCというのは公的のところですよ。その次に、県ではなく、民間に回収をお願いするということになりますと、非常に危険なこともあるかと思うのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

赤池商業振興金融課長　サービサー法で一応、県の債権に対しても、サービサーの許可を受けていれば委託は受けられますので、RCCじゃなくても、先ほど、白井委員がおっしゃるように、民間のサービサーへの委託も可能だと思います。ただ、高齢者とかそういう部分につきましても、やっぱり今、サービサーを管轄する法務省もそれは監視しておりまして、あんまりひどいことをするようであれば、サービサーの許可を取り消すとかそういうことになります。一概に民間だからだめだとかそういうことはないと思いますけれども、確かにそういう心配もありますので、その辺も含めながら、第三者委員会の意見を聞きまして、検討していきたいと思っています。

小越委員 第三者委員会があくまで、回収するというところの委託先を、県がするのか、民間でやるのか、そこを決めるのですか。それとも第三者委員会で、もうお手上げだから、先ほどの免除もありますけれども、もう回収をやめて、整理をつけてしまうと、そういうこともあり得るのですか。

赤池商業振興金融課長 今のところは白紙ですので、第三者委員会の意見を聞きながら、先ほど部長からも申し上げましたとおり、議会の意見も聞きながら、処理方針を決めていきたいと思っています。

小越委員 R C Cは平成23年12月に完了するとなると、この9月議会で補正が通った後、あと半年ぐらいですよね、その中で決着をつけるとなると、この第三者委員会はかなりスピードアップしなければならないと思います。そうすると、やっぱり県としてどうしたいかという方針がないと、ただお願いというわけにいかないと思うんですけれども、県の方針はどうなんでしょうか。

赤池商業振興金融課長 幾つか選択肢は当然検討しておりますけれども、その中でどんなことがいいかということは、やっぱり第三者委員会に聞く中で、議会にも御相談して決めていきたいと思っています。

小越委員 私、1つ心配なのが、民間の回収のところ、確かにいいところもありますよ。でも、いいところじゃなくて、本当にヤミ金まがいのがんがん取り立てるところがあったときに、そのときどうするかというところも少し考えておいていただかないと、県から借りたものを、高齢者の方や年金の方々が全部身ぐるみはがれていいのかというところはやっぱり考えてもらいたいと思うんです。

それで、多分、例えば民間の業者を選定するに当たってどうするかというと、きっと入札になるかと思うのですが、そのときの指標というのは、ただ安いとかというだけじゃなく、先ほど課長が心配されることがありましたけれども、法に触れないということも含めて、安いから、あそこに頼むというようにしないでもらいたいと思っています。

最後に私、聞きたいのですが、この制度はまだ続くということによろしいんですよね。

赤池商業振興金融課長 制度的には当然残っておりますし、今、こんな状況ですので、なかなか新規はありませんけれども、他県では新規で貸し付けているところもあります。先ほど言いましたように、本県でいえば、今、不良債権が目立ってしまっているのですけれども、実績とすれば、93団体780億円。その中でほとんどのところが中小企業の発展のために寄与していると考えていますので、決して制度自体がなくなったわけではありません。

小越委員 私、制度自体は、7団体に貸し付けたときの審査のやり方とか、時代の見誤りはあったかと思うのですが、全体の93団体の中では、低利で長くて、非常に貸してもらいやすい制度だったと思うんです。それをやっぱり今度に生かしながらしていかないと。これからの経済状況でいきますと、金融機関がなかなか貸してくれない中において、この県の制度も最大限使って、商業や産業の活性化のところを県がやっぱり率先してやってもらいたい。この不良債権7つは困るのですが、これから山梨県の商業や産業の発展のところこの制度をまた生かしてもらいたいと思います。以上です。

堀内委員長 答弁はいいですね。

小越委員           はい、いいです。

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した

※所管事項

質疑

(企業の円高影響調査について)

清水委員           所管事項について質問させていただきます。過日、私の代表質問の中で、最近の急激な円高の状況なども踏まえながら、中小企業に対する支援についての質問をさせていただいたわけですが、金融面での支援、それから、中小企業の経営革新に向けた支援策について、知事から力強い答弁をいただいたわけですが。この中で、特に円高の影響の調査を行ったということがあったわけですが、この調査に関して何点かお伺いしたいと思っております。

まず、どういう企業を対象に調査をしたかということ、また、調査の結果を、企業は円高により具体的にどういう影響を受けているのか、教えてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

望月産業政策課長   円高の調査でございますけれども、この調査につきましては、最近急激な円高が進む中で、県内に集積しております機械電子産業の企業に与える状況を把握したいということで、9月7日から12日の間で、県内に立地する大手企業30社、それから、県内の機械電子産業分野の中小企業60社を対象として、大手企業は24社、中小企業は56社から回答をいただいたものでございます。

この内容でございますけれども、大手企業では、24社中23社が、このままの水準で円高が続く場合は「悪影響がある」と回答しております。1社が「影響なし」という回答でございました。中小企業につきましては、56社中40社、先ほど部長からも申し上げましたとおり、70%の企業が円高による「悪影響がある」と。それから、16社が「影響なし」などとなっております。

清水委員           そういった内容の中、現状の円高が続くという厳しさがさらに増してくるといことも懸念されますが、各企業はなりゆきの見通しをどのように見ているのかお伺いいたします。

望月産業政策課長   調査では、円高状況の今後の経営見通しも調査しておりまして、大手企業24社につきましては、年末あるいは年度末に向けた見通しが、「厳しい」が11社、「変わらず」が7社という回答でございました。今後1年後の見通しも聞いておりまして、それによりますと、「厳しい」が15社、「不透明」が6社という回答で、先行きにつきましては見通しに厳しさを増すというような傾向になっております。

一方、中小企業56社でも同じ質問をしております。年末あるいは年度末に向けた見通しとしまして、中小企業では、「厳しい」が29社、「不透明」が5社、「あまり変わらず」11社、「よい」というのが6社といった回答でございました。さらに、今後1年後の見通しになりますと、「厳しい」が23社、「不透明」が16社、「よい」が5社、「あまり変わらず」が2社となり、中小企業におきましても、見通しが先になるほど不透明感が増した、厳しさが増していくという回答でございました。



清水委員 御承知のとおり、今の円高傾向がさらに進むということもあるわけですが、御承知のとおり、今の円高傾向がさらに進むということもあるわけですが、ごさいますけれども、今後の経営の見通しが非常に不透明だという状況の中で、各企業がどういう対応を考えているか。また、大手企業と中小企業とは内容も異なるかと思うが、そうした調査をしているなら、その点についてもお答えをお願いしたいと思います。

望月産業政策課長 今後の経営見通しにつきましては、各企業でそれに対してどういう対応を考えているかという調査をいたしました。これは大手企業では19社から回答がありましたけれども、これは1社が2つぐらい項目を答えたりしている場合もございます。「為替予約とか円建てへの変更等による為替リスクを回避する」というのが、11社ございました。それから、「技術開発・高付加価値商品への転換」が7社、あるいは「海外調達拡大」というのが13社、「海外生産比率の引き上げ」が10社という大手企業の状況でございました。大手企業におきましては、国内生産においては、円建て取引の変更等をして、為替リスクを回避しつつ、技術開発・高付加価値商品への転換を図りながら、一方において、海外調達など海外へのシフトも高めていくという内容でございました。中小企業につきましては、海外取引がある12社から回答をいただいております。複数回答でございますが、やはり「為替予約とか円建てへの変更によるリスクヘッジ」、これが5社ございました。「技術開発・高付加価値商品への転換」が5社などとなっております。為替リスク回避の方策を講じつつ、やはり、競争力を高めるため、技術開発とか高付加価値商品への転換を図っていくというような回答でございました。以上でございます。

清水委員 今言ったようなお答えでございますけれども、特に為替のリスクということがうたわれているわけでございます。今回、県が円高の影響についての県内の企業の実情の把握を行ったことについては非常に評価をしたいと思っております。これからも、特に中小企業については、そういったことには注意を特に払いながら、状況の把握も間違いのないようにしてもらえありがたいと思っております。この先もまだまだわかりません。本当に県内の中小企業の皆さんのためにも、県の機関はそれなりに精いっぱい努力しながら、方向性を間違わないような技術援助をしてもらいたいと、そのように思っております。答弁は要りませんが、そのようなことでお願いしたいと思います。

保延委員 今の清水委員の関連になりますけれども、今の円高の影響調査について幾つか伺いたい。企業は、輸出、輸入あるいは海外での生産など海外取引を行っていると思っておりますけれども、山梨県内の企業で、輸出入、また、国外のそういった仕事をしているところがどのくらいあるんでしょうか。

望月産業政策課長 統計上、全体は把握しておりませんが、今回の調査結果によりますと、抽出調査でございますけれども、回答があった大手企業24社、これにつきましては、複数回答ですけれども、輸出とか輸入とかいろいろ組み合わせてやっておりますが、「輸出」16社、「輸入」14社、それから、「海外生産及び海外委託生産」14社という状況でございました。クロスしておりませんので、複数、輸出もやったり、輸入もあったり、海外生産もあったりという組み合わせで、今から分析をしなければならぬんですが、そういう状況でございました。一方、中小企業でございますが、回答があった56社のうち、「海外生産等を含む海外取引がある企業」というのは、12社から回答をいただいております。あと、「海外取引がないという企業」が38社ということでございまして、中小企業でも12社が海外生産等を含む海外取引があるという回答をいただ

きました。以上でございます。

保延委員

今、海外取引のある企業は聞いたわけですが、本当に急激な為替の円高状況の中で、どのような対策をとっているのか。例えば円建てで取引をしているとか、いろいろな取引状況があると思いますけれども、その辺の調査がしてあれば、それを教えていただきたい。

望月産業政策課長 海外取引の関係の調査もいたしております。まず大手企業でございます。

「海外取引がある」と答えた19社の決済方法でございますが、「ドル建てのみ」が9社、これが一番多かったわけでございます。あとは、「ドル建てと円建ての組み合わせ」これが5社ございました。それから、「ドル建て、円建て、為替予約」この3つの組み合わせをしているのが3社。それから、「円建てと為替予約の組み合わせ」が1社。あと1社が、本社決済のため不明という回答になっておまして、これで19社の回答をいただいております。なお、ドル建ての決済方法が多い、含まれている企業におきましては、今後、為替予約とか円建てへの変更を検討しているということをお答えいただきました。そういった企業が11社ございました。

一方、中小企業についても同じような調査をしておまして、12社から回答をいただいております。中小企業は、「円建てのみ」というのが7社ございました。それから、「ドル建てのみ」が3社、それから、「ドル建てと円建ての組み合わせ」が2社ということで、意外にも中小企業のほうが円建て取引の割合が高くなっておまして、為替リスクの防衛をかなり真剣にやっているという状況でございました。

保延委員

大体わかったわけですが、中小企業は、そういったことである程度、円建てで防衛をしているということでもあります。今、円高ということで、輸出はやっぱり円高になると大変厳しくなる。輸入になると、円高のメリットということも出ております。やっぱり企業は、製品を輸出する、原材料は輸入をするわけですね。その業種によって行ってこいである程度、すべて円高が悪いというわけでもないですね。そういったことで、その辺の調査をしてあれば、その辺の状況もお聞かせいただきたい。

望月産業政策課長 円高メリットにつきましても調査はしております。円高が経営に「悪影響を与える」と回答した大手企業23社のうち、4社からは、「一部円高メリットがある」という回答もいただいております。ただ、円高メリット部分というのは、原材料の価格上昇等と相殺され、あるいは円高による輸出への悪影響という、そういうものも加わりまして、最終的には円高が経営に悪影響を与えているという回答になったということでございます。

一方、中小企業の状況は、回答があった56社のうち、円高で海外からの原材料等の調達価格の低減、そういった「円高メリットあり」と回答した企業が1社ございました。ただ、この1社につきましても、原材料の価格上昇等がありまして、メリットといってもほとんど軽微なものであるというような結果となっております。以上でございます。

保延委員

今こういうことで、本当に国内の特に中小企業は厳しい状況であります。そういった円高の関係で、山梨県内で、国外へ進出するというような検討をしているような企業は、何社ぐらい、今、把握した中でありますか。そういうことが一番やっぱり、山梨県では、特にそういった企業が海外に進出することになれば、本当に産業の空洞化というようなことが心配されるわけです。そういった面で、中小企業、大手企業どちらでも結構ですけれども、そういう検

討をしているような企業の数を知りたい。

内藤海外展開・成長分野推進室長 中小企業で海外への進出を考えていらっしゃるということで、今年6月に、県内に事業所を置く機械電子産業について、中小さんを調べさせていただいて、500社ほど調査させていただいたんですが、180社ほど御回答をいただいた中で、海外の進出を既にされているところが19社、それから、計画中・海外進出に関心があるという企業が50社。ある国には進出して、ある国には進出を検討というところがあって、ダブリがあって、そのダブリを除きますと、58社の方が進出または進出の計画・関心があるというお答えをいただいております。

高根産業集積推進課長 今、中小の状況について説明があったんですけども、この調査を行う中で、大手企業につきましても調査を行いました。その中から、企業名は伏せてくれということですけども、3社から具体的に、今、海外への展開のお誘いがあるという話がありました。例えば国でいいますと、ベトナム、タイ、ブラジルなどから、具体的なお誘いがあるというような話がありました。

保延委員 本日に企業もグローバル化をしております、大変な状況であり、これは県の産業労働部だけではとても対応ができる問題ではありませんけれども、いずれにしても、県内企業の状況を把握しながら、県からのいろいろな援助や協力をきめ細かくやっていただいて、何とか県内企業が生き残っていくように、ぜひそういう意味でやっていただきたいと思います。部長のほうから一言、お考えをお聞かせください。

新津産業労働部長 この前の委員会的时候にも、今年は海外展開・成長分野推進室をつくったという組織変更のお話を申し上げたのですが、その後、急激な円高が起こりまして、県内が空洞化したのでは何もないということで、海外展開についても、まずは販路拡大というようなことを中心として考えております。

日本電算といった大成功している企業は、90何%を海外で生産しながら、実は国内の雇用は増やしているという、よい例がございますので、そういう方向を目指して、少しでも中小企業の皆さんに、海外への販路拡大をして、足腰を強くして、仮に出る場合であっても、県内のコアの部分は残していただいて、さらに発展していただくということを産業労働部としては目指していきたいと考えております。

(金融機関との意見交換会の実施について)

早川委員 県制度融資にかかわる金融機関との意見交換会についてお伺いしたいと思います。私は6月の本会議において、現場の声を県制度融資に反映するために、県と金融機関、また信用保証協会との意見交換会の開催を提案させていただいたんですが、早速、夏ごろ、8月ですかね、県内の金融機関の融資担当者をお集めいただいて、意見交換会を開催していただいたと伺っております。

その際の詳細内容は別にしまして、今回の交換会で出された意見等について、県として今後どのように対応していくのかまづはお伺いします。

赤池商業振興金融課長 意見交換会につきましては、去る8月26日に県内に本店のある5つの金融機関と信用保証協会の融資担当者に集まっておきまして、開催したところです。その場では、融資条件の見直しに関する要望とか、融資申し込み手続の簡素化とか、それら幾つかの御意見とか要望をいただいております。これらにつきましては、今後、関係機関とも協議しながら、中小企業に対してより利用しやすくなるような制度とするよう、改正を検討していきたいと思っ

います。

早川委員　これはぜひお願いしたいんですが、この意見交換会を今後も定期的に開催していただきたい。まだまだざくばらんな意見が言えなかったという声も耳にしており、より本音が言い合えるような、実務者レベルでの会を継続していただきたいと考えます。実際にヒアリングをしていますと、信用保証協会とか、金融機関の方々からも継続を希望する声がありますので、この点についてお考えをお伺いします。

赤池商業振興金融課長　委員御指摘のとおり、中小企業者とじかに接している金融機関等から意見をお聞きするというのは非常に大事だと思っています。さらに、実務者から聞くというのは今まであんまりなかったものですから、そういう実務者レベルの意見交換会というのも、今後ともできる限り開催していきたいと思っています。

早川委員　先ほど来出ています円高の影響や、たしか、本年度末に金融円滑化法が切れると思うんですね。例えばその影響把握とか、対応策を探る上でも、本当に実務者レベルでの意見交換会は、私は有効なものだと考えます。ぜひ形式にこだわることなく、タイムリーかつ弾力的な交換会の開催をお願いします。

(運輸振興事業費について)

山下委員　県単事業で運輸振興事業費が行政評価アドバイザー会議の中で議論されたわけでございます。これから当然、1次評価を行って、アドバイザーが評価していただいた中で、独自で2次評価を行い、最終的に来年度予算に反映していくという形なのですけれども、まずこの運輸振興事業費の事業の内容について教えてください。

赤池商業振興金融課長　運輸振興事業費補助金は、昭和51年に税制改正がありまして、そのとき、軽油引取税の本則税率に上乘せがされたということで、営業用のバスとか、トラックの輸送力確保、あるいは輸送コストの上昇を抑制するというのを目的として創設されたものです。内容的には、緊急物資の輸送体制の整備とか、安全運行の確保、輸送サービスの改善とか、あるいは交通安全対策、あるいは、昔の言い方でいうと自動車の公害対策に使われております。

山下委員　これはあくまでもアドバイザーが言ったことですから、一概にすべてそれがどうのこうのということじゃないんでしょうけれども、日高アドバイザーから、この助成の目的が実に不明確だと言われているんですね。今、課長さんから幾つか項目を言われました。僕が知っている範疇だと、運輸といっても、どうもトラックのほうに今、ほとんどの予算が集中されているという話をちょっと聞いているんですけれども、まず、去年の総額の予算はお幾らだったんですか。

赤池商業振興金融課長　昨年度は、今お話がありましたトラック協会とバス協会と、あと南アルプス市の企業局ということになりますけれども、全体で1億500万円ほどとなっています。本年度に予算につきましては、全体で1億1,000万円ほどとなっています。

山下委員　当然、それは全体の分ですが、トラック協会、バス協会、南アルプス市の企業局ごとに幾らかわかりますか。

赤池商業振興金融課長　今年度、実は、法律が8月26日に成立しまして、この9月30日公

布ということで、その様子を見ていたために、交付決定には至っていないんですけれども、昨年度の実績でいいますと、トラック協会が9,500万円ほど、バス協会が900万円、南アルプスが9万円ぐらいとなっています。

山下委員 だから、やっぱり今、補助金内容の金額の90%がトラック協会に行っているということなんですね。その補助金内容が不明確だと言われている。それは向こうが言っているだけです。課長さんたちは不明瞭じゃないと思っているのかもしれませんが、トラック協会はその9,500万円を何に使っていらっしゃるかわかりますか。

赤池商業振興金融課長 先ほど言いましたように、法律が今度できまして、それに基づく政令で使用目的が決められてきます。ただ、同様のことは、法律じゃなくて、通達等で今まで決められていたのですけれども、その通達に沿った内容で事業を行っているとは承知しています。

山下委員 法律が変わるのは結構ですよ。今度は、要するに、規制をかけられて、これだけしか使ってはだめ、こういうものにしか使ってはだめですよと、国のほうが法律改正をしたわけですよ。去年までのものは、何に使っていたのか。アドバイザーが、目的が不明瞭だと言っているんだから、何か不明確だったわけでしょう。要するに、内容は全然わかっていないんですか。だって、予算を組むときには、トラック協会から、「こういうものを整備して、こういうふうにするから、補助金を出してください」というふうに言っているわけでしょう。いいかげんに出しているわけじゃないんだから、何に使っているかというのは当然わかっているわけでしょう。

赤池商業振興金融課長 今、細かい数字は持っていないのですけれども、先ほど言いましたように、緊急物資輸送体制の整備とか、交通安全、あるいは公害対策、今という環境対策、あるいは経営のための基金造成、そういうものに使われております。

山下委員 これ以上、やりとりしてもしょうがないから、また後でよくやりたいと思っています。ただ、1つ、僕は日高アドバイザーが言った言葉が物語っているんじゃないかなと思っているのが、やっぱり運輸とか、バス事業者の方々が、本当に必要とされている政策にもうちょっと使ったほうがよろしいんじゃないでしょうかと言われているんですね。確かに、向こうが言ってくるものすべてに出すというのも、やり方としたり間違っていないのかもしれませんが、言われたから出すというやり方では、あまりにも政策的に非常に課題があるんじゃないかなと思います。多分、2次評価でこれから自分たちで相当いろいろと精査するかと思いますので、大いにそこは努力していただきたいと思っています。

赤池商業振興金融課長 今、委員御指摘のとおり、今まで、流れが不明瞭だとか、その辺もともと根拠が通達でありましたけれども、その通達も失効して、そういう中でこのところやっていたものですから、確かにそのような御指摘を幾つか聞いております。今度、政令もできまして、先ほど言いましたように、使用用途も限定されておりますので、そういう中で、先ほどの外部評価の先生の皆様の意見も参考にして、その辺は厳格に運用していきたいと思っています。

(産業振興ビジョンについて)

小越委員 産業振興ビジョンのことで少しお伺いいたします。産業振興ビジョンはチャレンジ山梨行動計画の重点項目に入れられているんですけれども、その中でも、先ほどお話がありました中小企業の海外の販路拡大、平成26年に80件を目

標にしていると、この行動計画にあります。80件というのはそれなりの件数かと思いますが、それによって、山梨県の産業の売り上げというか、生産額はどのくらい見込んでいるのでしょうか。

内藤海外展開・成長分野推進室長 行動計画の中の80件という数字ですけれども、その数字は、県内の中小企業の中で、海外展開をするに当たって、当方でセミナーの開催を予定しております。それに平成26年度までに80社程度の参加をいただいて、海外展開の方策を検討していただけるようにという目標数字として考えておる数字でございます。実際にそこの方々にどの程度の海外展開による市場獲得が期待されるかということころまでは、すみません、検討してございません。

小越委員 ということは、セミナーの開催に来てもらうということで、海外展開によってどのくらい山梨県の経済を活性化するかということころまでは考えていないということですよ。

それで、海外にばかり出ていくということになりますと、空洞化に山梨県が率先して手をかすということにつながり、いかがなものかと私、心配をしているところなんです。その反対に、この産業振興ビジョンは、どちらかというと、海外展開もあるんですけども、6次産業のことも含めて、内需拡大という方向に向かっているかと思うんですけども、先日はシンポジウムがありましたけれども、成長分野産業進出のところは、たしか28件と書いてあります。これも件数だけであって、金額的なことはないんですか。

内藤海外展開・成長分野推進室長 成長分野についても、先ほどと同様なセミナーを予定しているところなんです。ビジョンの中で11あるんですが、特に産業労働部に関係して、機械電子関係、ものづくり系のところについてのセミナーを予定しています。そこについて支援を検討しているんですが、そのセミナーを通じて、実際に成長分野へ入っていけるような企業がどの程度あるかということについて、目標を立てていないです。

小越委員 9月から多分、成長分野の進出セミナーを始めていると思うんですけども、どのような内容だったのですか。それから、これからのスケジュールはどのようになっているのですか。

内藤海外展開・成長分野推進室長 成長分野の進出セミナーは、9月12日と28日、2回に分けて2つの分野、1つは航空機または新しい自動車なんかを使う素材の関係、それから、医療機器の関係の分野に入っていけないかということについて、セミナーをおのおの開催したところであります。2回やった中で、どちらも40人程度の参加をいただいているところなんです。いずれの業界につきましても、入っていくに当たっていろいろと制限がある。例えば、医療機器の場合は、厚生労働省の許可みたいな部分も必要になるところまで含めて、こちらから説明したところなんです。今後、受講された方々を中心として、そこの2つの分野について、県外の先進的な取り組みをされている企業への視察を予定しているところでもあります。

小越委員 この件数だけ見ますと、海外販路のところは80という数字、セミナーのところは大きいんですけども、成長分野のところは28と、5年間のわりに非常に少ないという気がするんです。外に向かって販路拡大というのも1つの手法かもしれませんが、内需をどうするのか、とりわけ山梨県内にお金が回るためにどうしたらいいのかというのが、多分、産業振興ビジョンの中の大きな柱だと思いますので、成長分野のところの目標が28というのは非常に少

ないような気がするんですけども、いかがですか。

藤本産業支援課長 小越委員の御質問にお答えします。行動計画の32ページ、主な数値目標、成長分野に取り組む中小企業の支援件数につきましては、これは産業支援課の範疇で策定してございます。この内訳ですけれども、6月補正で産業振興事業費補助金という補正予算をいただいたところですが、産業振興事業費補助金というのが、産業振興ビジョンに位置づけをしまして成長が見込める分野に対する技術開発あるいは新商品の開発を年間7件見込んでございます。補助対象企業は今年度の補正の事業でございますので、23年から26年の4年間で、7件の4年間で28件を目標としてございます。

小越委員 件数じゃなくて、なぜそれが28件で、海外進出が80件かということを知っているんです。比重の置き方がちょっと違うんじゃないかと言っているんです。

内藤海外展開・成長分野推進室長 まず海外展開のほうについては、セミナーに参加していただいてということで目標を立てているものですし、成長分野については、より具体性が出るのところというところでの判断となって、数字の違いが出ているのかなと思っております。

先ほどの質問で、海外展開で80件と言われて、幾らになるのかわからないのかという御指摘ですけれども、確かにそれが幾らになるかというところはわかりませんが、何らかの市場の獲得でプラスには働くものだと考えています。

小越委員 幾らになるかわからないけれども、そちらのほうに80という数字に重きが置いてあって、成長分野はどうするのか。山梨県内の内需拡大、国内も含めて、そこにもっと力を入れるというのに、私はもっとお金というか、目を向けるのが一番筋だと思うんです。成長分野と言っているわりに、1年間7件というのは意外に少ない数字ではないかなと私、思ひまして、そこところが、どちらに比重を置いていくのかというところが。やっぱり産業労働部として、空洞化させないこともしないと。販路拡大の1つの手段として外に行くのはあるかもしれないけれども、それだけを推進していくのではなく、成長分野の山梨県内、国内の産業をどうするかというところにもっと比重を置くようにしてもらいたいと思うんです。いかがですか。

望月産業政策課長 今の御質問ですけれども、海外への販路拡大等を目指す中小企業者に対する支援でございますので、海外へ出ていくだけではなく、海外市場へ本県でつくったものを売る、そういう支援でございますので、すべて80件が外へ行くという話ではないと思っております。これも内需であろうかと思ひます。

小越委員 販路拡大ということになれば、またそこに、外にやっぱり会社を持っていくんじゃないかと危惧されることが非常に心配なんです。私は、どちらかと言うと、成長分野のところにもっと比重を置いて、7件ではなく、もっとたくさん支援してもらいたいと思ひています。

もう1つ違う話ですけれども、先日、東京エレクトロンが宮城県に行くことが新聞でも出ておりました。既に650人が東京エレクトロン葦崎から宮城県へ工場を移転する。これによりまして、山梨県の産業経済にどのような影響があるとお考えでしょうか。

高根産業集積推進課長 どういう影響があるかということですが、新聞報道とか、我々が企業訪問を行う中では、下請の減少というのが1つ影響としてあるのではな

いかと考えております。それで、東京エレクトロンのほうでもいろいろな対策をとっているというような状況だと思います。

小越委員 下請の減少ということは、山梨県の産業経済にどのぐらいの影響があるという見込みはないんですか。

高根産業集積推進課長 その前に、東京エレクトロンという会社についてちょっと御説明をしたいと思います。東京エレクトロンというのは、風間前副社長さんが昭和38年、韮崎に会社をつくりまして、その四、五年後には、今の岩手県のほうに工場をつくっております。

東京エレクトロンの状況について、風間会長さんから聞きますと、山梨県の会社というのは、研究施設と新しい機器をつくるマザー工場として基本的には発展を考えている。そこで新しい事業を生み出したものについては、例えば歴史を見ていきますと、東北のほうに新しい工場をつくって、岩手工場もそうですし、釜石工場もつくっている。今回の大和町につくる工場もそうだと思います。昭和60年ごろには、熊本のほうにも工場進出をしております、東京エレクトロンとしては、日本にちゃんと軸足を置いて、両翼の形で生産部品をつくり、山梨の工場というのは、研究開発と新しい製品を生み出しながら、そこで新産業を興していくというふうに聞いております。

ですから、今の状況につきましては、たしか、エッチングの部分が東北のほうに出ますけれども、我々が思いますには、いろいろ企業訪問をする中で、やはりエレクトロンとしても、次の世代の研究開発を今やっております。発表がないんですけれども、そういう状況です。

小越委員 それで、これ、新聞に出ているのは、650人の方がもう既に大規模に異動がされていると。またこれからも下請の会社の方が向こうに行くとなると、周辺の関連産業、それから、家族の方々も含めて、多くの方々が、宮城県に行くか、やっぱり残るか、あるいはやめてしまうかというふうに、雇用の問題というのはどのようにお考えなんですか。

高根産業集積推進課長 これも会社訪問をしながら聞いている話ですけども、宮城県に行くという話は、平成19年に会社のほうで新聞等にリリースしたと思います。その方向というのは、その前から東京エレクトロンでも考えておりました、職員の採用につきましても、東北地方の人を韮崎の企業で雇って、ある程度技術を習得して向こうに送るという形でやってきましたので、数字的にはここで大幅な職員の異動があるんですけども、そういう積み上げがあって、今日の状態がある。

もう1つ、我々はエレクトロンが出ていって仕方ないとは考えておりません。できるだけ日々企業訪問をしながら、企業さんが、特にエレクトロンの場合ですと、次の産業とか何かにお役立ちができる部分があるようでしたら、少しでも応援をしたいと思います。今年の電力不足の状況につきましても、企業訪問をする中で、できるだけ対応できるところは、うちのほうでも汗水をかきながらやってきた経過もあります。そういう中で、山梨で頑張っていたいただきたいということで、できる部分については一生懸命やっております。

小越委員 さっきの、雇用の問題にどのように影響があるのか。このことによって、雇用状況はどうなるのですか。

高根産業集積推進課長 新聞報道によりますと、約650人が山梨から向こうに移ると。それ



は社内の移転ですので、正規の部分だと思います。家族につきましても、多分皆さん御存じだと思いますけれども、職員の人たちに了解を得る中で、向こうに移転する人、またはこちらに残る人、そういうときの通勤方法はどのようにといったことも東京エレクトロンのほうでは対応しております。ですから、雇用につきましても、一時的には移るんですけども、移る人の雇用対策についても、エレクトロンさんのほうでは万全を期している。

下請につきましても、先日の新聞報道にもありますように、こちらでつくったものをできるだけ皆さんと一緒に集めて、トラックで仙台に送りましょうというような形で、輸送の部分についても下請対応もしております。そういう中で、必要な仕事に関しては、地域、山梨県内で生産されて、その製品が仙台の大和町に移るといふふうに見ております。

小越委員

会社からすると、それはいつまで続くと思いますかね。そして、下請企業からしても、向こう5年、10年というふうに、それがずっとできるのか。いろいろな開発もされてきますし、ニーズも違ってきますけど。650人というのは、ここに、3人家族、そして、これ以外の方、下請の方など、多くの関係者の方々が雇用不安定になっているんです。先ほど、企業訪問をされたと言っていますよね。東京エレクトロンさんも行っているわけですよね。そのときに、既にこの650人、雇用がどうなるのか、山梨県に事前に知らせるとか、それから、山梨県として、雇用問題どうしてくれるのか、そういうことをお願いしたり、エレクトロンに相談したりすることはないのでしょうか。

高根産業集積推進課長

雇用の問題を今言われているんですけども、今の話だと、下請のところを気にかけている部分だと思います。1つは、まず下請の企業さんが今、荷を仙台のほうに運んでいるんですけども、そういう状態がいつまで続くのか。一方で、それは地元の仕事で、雇用にもつながってくると思います。今の企業さんの将来展望を見ますと、1つあったことが5年、10年続くというのは、今の企業のスピードの中ではないと思います。ですから、今の生産のスケジュールとかスタイルを見まして、それを地元の下請さんのほうにも話をして、対応しているのが現状だと思います。

エレクトロンとしても、今、韮崎に1,000名以上の職員がおります。この企業を次のステップとして立ち上げないと、またこの工場はなくなってしまうと思います。そこで、今、一生懸命技術開発をして、新製品の開発をやっていると思います。それがまた新たな産業につながってくると。今は、我々のほうから見ますと期待の段階ですけども、そういうものを期待しながら、またそこから下請さんの企業がおいて、また、新たに仕事が発生していただければと考えております。

小越委員

エレクトロンに限らず、この間、いろいろな企業が来るよりも出ていく、撤退する、やめるというところが多かったんですけども、企業訪問をされているのであれば、事前に、撤退するとか、解雇するとか、異動するというときには、10人、20人じゃない、100人単位でやっぱりこういうことがあるときには、県に事前に知らせていただく。そして、県とすれば、雇用をちゃんと守りなさいというふうに、それをお願いするのが筋じゃないでしょうか。

高根産業集積推進課長

企業訪問の折にはできるだけそういう情報をとっております。もう1つは、いろいろな情報の中から、例えば撤退をするとか、大量に解雇するというような話がありましたときは、必要によっては、知事が行ったり、部長が行ったり、我々が行きまして、雇用の関係もありますけれども、企業のほうに、雇用の確保等につきましても常にお願いをしておりますし、できるだけ地元を

希望する職員の人については、地元の雇用を優先してくださいということをお願いしております。これは何度でも、今までもやってきております。

小越委員 最後に、私、ぜひそれを要綱なり条例化みたいにしてもらいたいんです。500人、300人とか、解雇、撤退、異動するときには県に事前に知らせると。それについて、そのお考えはないでしょうか。

高根産業集積推進課長 例えば大量に解雇する場合に事前通知とか、または、今の話ですと、条例化すべきだと、または仕組みをつくるべきだということですが、今の企業さんというのは、本当に日々、今まで議論されましたように、円高とか関税の問題とか、特に世界的な景気が不明な中で厳しい状況でやっておりますし、事前にそういう約束事を決めるということは非常に難しいと思っております。ですから、そこは企業の情報をとりながら、的確に対応していきたいと考えております。

小越委員 労働者を守るという立場がやっぱり欠落していると思うんです。地域の経済をどうするか、そここのところがないと、エレクトロンさんが自分で国内でやるからいいですよ、どこへ行ってもいいですよ、それじゃやっぱりだめだと思うんです。県内経済をどうするか、県内の労働者を守るという立場から、ぜひ企業訪問の折には、こういうことを事前につかんだら、「ここに残ってくれ。ここでやっぱり頑張ってもらいたい。雇用してくれ」というふうにどんどん言っていくか。「じゃあ、国内だったらどこでもいいですよ。行ってください」というふうに、そういう姿勢はやっぱり私、まずいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

白井委員 もう時間がないようですから、端的に言いますけれども、今の小越委員にちょっと関連します。エレクトロンは、確かにエッチング部分はあちらへ移るわけですが、新しい技術開発をして、私の仄聞する範囲ですと、ここで世界有数のシェアを誇る製品の開発を進めるということが、既に会社のスケジュールに載って、正式には発表があるかないかは別として、そういうふうになっているんだということぐらいは、次長、知っていたら、言わないと、不安を増長するだけになると思うよ。これは既にもう何年も前から言われていることだから。エッチングにかわる新しい商品開発を行い、それは米企業に次ぐ、世界シェアのナンバーツーぐらいを得られるような新商品の開発をしていくという話もあります。

マスコミさんがいるかもしれんけれども、いいじゃない。希望というか、ある意味、前向きな夢と言うか、そういうものを語るということは決して悪いことじゃないし。箝口令をひかれているんじゃないけども。あの会社には、将来、まだ韮崎において、山梨において、ある意味の夢はあるんだということぐらい言わないと、確かに先日の報道を見たら、だれもが異口同音に言いますよ。山梨って、みんな、出ていってあげないと。そんなことはない。入ってくるものもいっぱいあるんですよ。たまたま小さいのが多いだけであって。

もう1つは、国母で一、二を誇る大きな企業の海外移転の情報は入っていますか。

高根産業集積推進課長 まず1点目の東京エレクトロンさんの話ですが、具体的な話としては、こういうものがあるかということは聞いておりません。ただ、日常、エレクトロンの役員さんとか担当の人に話を聞きますと、今、白井委員が言いましたお話は出ています。必ず将来見通しが出た時点で、エレクトロンとしては公表したいという力強い話も聞いていますので、そういう次世代の新商品が

出てくるというふうに私も個人的には確信をしております。

2点目の国母工業団地ですけれども、頭の中で幾つかよぎりまして。お誘いを受けているという話もありますし、実際のところ、国内で再編成を考えているというようなところもありますし、具体的にはまだそこまでの把握には至っておりません。以上です。

白井委員

このことについては、これで終わりますので。まさに全国の工場を国母にある程度集約した某有名企業ですよ。これは海外へある程度の規模が行くんだという話を聞いているんです。固有名詞がもしわからなかったら、後で教えてあげるけれども、よく調べてください。

それから、もう1点だけ。山梨県の制度融資が幾つかありますが、知事なんかもよく、何百件の融資実行があつて、何億円、何十億円の融資ができたんだということを議会やいろいろな場面でおっしゃるけれども、そのとおりでありますが、私が尋ねたいのは2点。県の金融担当セクションには、中小企業の金融相談として、専門的に銀行のOBの方が非常勤として1人いらっしゃる。あとは、課長以下みんな、その担当でありましょうけれども。県へ相談に来るだけじゃなくて、銀行にも来るだろうから、シビアな数字は把握なんてできないでしょうけれども、どのくらいの相談があつて、どのくらい融資実行できているかという程度は、アバウトであっても、これはある程度数字を確認しておかなければいかんと思うけれども、いかがですか。

赤池商業振興金融課長 ただいまの相談窓口の関係ですけれども、相談実績としまして、23年9月末、本年度でいえば、相談件数が352件ということで、主に運転資金の……。

白井委員

融資実行は？

赤池商業振興金融課長 融資実行につきましては、それぞれ金融機関を紹介したり、金融機関に直接お話しした上で行ってもらったりということで、その後は今のところ把握しておりません。

白井委員

全くそうなんだよ。どのくらい相談があつたということわかっていても、そのうち、融資実行されたものが幾つあるかということが全くわかっていない。実際、何割融資実行できた、どのくらい融資実行できたのも全くわかっていない。相談件数なんていうのは、いわゆる指定金融機関で、まさに万とあるわけですが、その多くが実行できない。融資実行されるなんていうのはほんのわずかです。

融資実行できない最大の理由は何かといったら、残念ながら、税金の完納証明がとれない人たちが圧倒的なんです。変な言い方だけれども、税金の延滞金ほど高い利息はない。14%だから、高利ですよ。そうでしょう。国税も地方税もこの延滞金の率は変わらないでしょう。税金の完納証明がとれないだけに、みんな、金融機関の窓口でアウトとなっており、この件数は膨大です。

そして、中小零細企業は率直に言って、この14%の税金をクリアしたくて借りたいという人もいるわけです。それにプラスして、合計五、六百万借りたい。14%の延滞金も含めて、高い税金を払いたいと。払ってしまえば、銀行に行けば、その10分の1ぐらいの金利で金を貸してくれるんですから。でも、税金の延滞金は14%以上ですからね。

そういう意味で、税金の完納証明がとれなくて、融資実行がされない。実行どころじゃない。相手にもされない。これが実態ですよ。だから、部長、県でも、限定とか、額のリミットとか、いろいろなことを踏まえながら、研究した

らいかがですか。税金の14%の金利でとにかく苦しんでいる。何とかこれを返したいんだけど、金融機関のプロパー融資はもちろん貸してくれない。県へ行っても、とにかく指定金融機関に行つて相談しろと。だけど、県の取引金融機関でお願いに行つても、「実は税金を払っていません」と言うと、間違いなく、「お帰りください」だ。

こういう方々を救う手立てをしなければ、いつになつても、中小零細企業のための金融の円滑化なんていうことは、はっきり言うけれども、口で言うだけで、ありませんよ。今ここで明快に答えてくれとは言いがたいけれども、何とかこのことを真剣に考えたらいかがかなと思うんだけど、部長、どう思いますか。

新津産業労働部長 県の制度融資がカバーしている部分というのは、たしか中小企業融資全体の0.3%ぐらい。一番弱いところに届くよというので、そういう制度融資を一生懸命考えているわけです。金融機関にかわりまして、県が制度融資を行うということの背景には、やはり税金を使って、税金を納めていただいている方々のためにということが大前提であります。これは公共工事の請負とかそういうことでも常にそうですが、税金の証明がないと何も始まらないということが常にございます。

中小企業庁の金融課長は、その点については、最大可能な範囲で、制度融資に当たっては、地方自治体はなるべく事情をしんしゃくして努力するよというような通知をいただいている例もございます。ただし、それは金融課長から私印で都道府県の部長に対して送ってきた、金融機関にそういうことを勧めてくださいということなんですけれども。

税金を使っていろいろ制度をつくっている以上、永遠の課題だと思っているんですけれども、委員御指摘の、何か小口のものでということについては、研究をさせていただきたいと。市町村でやっている小口資金に県が原資を出してやっている制度もつくっているんですけれども、やはりそこで税金を納められていない人に貸すということになると、本当に一挙にモラルハザードの限界を超えることになりますので、そこまではできない、全国的にも承知しておりませんが、研究をさせていただきたいと思います。

白井委員

部長のおっしゃることは、これは本当にノーマルな話、反論もできるような話じゃないけれども、例えば早川委員が民間プロパー機関とふだんからよく話し合つてほしいということを訴えておられたけれども、税金が原資になっているんだからという、今の部長の言うこと、これはもう十分にわかっているわけだよ。わかつてはいますが、事業は何とか回しているんだけど、とにかく高金利の税金を何としても払って、何とか企業の継続を果たしていきたいと思うんだけど、税金を払っていない、完納しなければ、半年でも、1年でも、1カ月でも完納証明は出ないわけですよ。

そういう意味で、とにかくこれは真剣な問題として。国内では99.2%が中小零細企業で、山梨県だってそうです。そういう意味で、ぜひひとつ、完納証明がなくても、何か条件なり何なり、もちろん先ほどの連帯保証人じゃないけれども、無担保でも、保証人がなくても貸す制度はいくらでもあるわけだけだ。いくらでもあるけれども、なかなかこれも、口では言うけれども、無担保、無保証でなかなか貸してはくれないけどもね。けども、どちらにしましても、このことは、部長、永遠の課題だなんて言つてなくて、あなたたち優秀なんだから、何とか知恵を絞つて考えてほしいなど。次の委員会には何かそんなことの報告がもらえるように。

いやいや、これは本当ですよ。現場の実態を知らないんでしょう。だから、早川委員は、よく金融機関の皆さんと話をしてくれと言っているんだよ。実態

を聞いてごらん下さい。「税金、1カ月払っていません」、「お帰りください」だから、間違いなく。それ以上相手にしてくれないから。何も私は貸すほうじゃないから、ついていっても役には立たないんだけども、それでも、紹介してあげようと思って私がついていっても、全然だめ。永遠の課題だなんていうことは二度と言わんで、ぜひこれを何とか考えてもらえたいということを強く要望しておきます。以上です。

主な質疑等 観光部

※第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(中国語専用観光サイト開設事業費について)

山下委員

まず1つ目の、中国語専用観光サイト開設事業費ということでございます。6月議会のときに、委員会のほうで私のほうから、そういった必要性というものをお話しさせていただいて、本当に一生懸命頑張らせていただいて、いよいよ補正にかけるというお話のようでございますけれども、私が言うのも何なんですけれども、もう一度、このサイトを導入する目的、目指すものみたいなものをお話ししていただければと思います。

茂手木観光振興課長

県が現在開設しております中国語の観光サイトは、日本国内にサーバーを置いて、国内でホームページを公開しているものでありますが、日中間の回線容量の小ささなどの理由から、中国国内から日本国内に閲覧にくる場合、画面が表示されるのに大変時間がかかっているという事情がございます。このため、中国国内にサーバーを設置して、閲覧環境を向上させるとともに、JTBが開設します中国人向け海外旅行サイトのトップページに、本県が新しく開設する観光サイトを載せていただき、JTBの旅行サイトを見にきた中国の方々を本県のサイトへと誘導を図ることで、中国におきます本県の観光情報の発信力の強化を図りまして、中国人観光客の誘客増加につなげていきたいと考えております。

なお、JTBなど旅行会社と自治体が連携した中国向け観光サイトの開設は全国で初めてということになります。

山下委員

僕も全国で初めてなのをちょっと知らなかったのですけれども、JTBみたいな民間と連携をとるとするのは初めてなんですか。

茂手木観光振興課長

JTBとの連携についてでございますけれども、中国国内にサイトを開設するというのは、静岡、北海道に次いで3件目なのですが、静岡県の場合は県のホームページを開設しているというような形になっております。北海道の場合は、開設しているのですけれども、本県のように大きなものではなく、極めて小さなものとなっております。

それから、JTBにつきましては、平成12年に中国における合同会社なんですけれども、交通公社新紀元国際旅行社有限公司という会社を設立いたしまして、今年の5月23日に中国政府から中国人に対する海外旅行の販売認可を受けております。これは日本資本では唯一の認可でございます。これによりまして、JTBでは、中国人向け海外旅行サイト、これは向こうで「悠逸(ヨウイ)」と呼んでおりますけれども、これを開設しまして、今年10月から中国人への海外旅行商品の販売を開始しておりますので、まさに本県が中国国内においてこのたびやろうとしていること、つまり、サーバーを設置しましてサイトを開設しようとする取り組みですが、これとタイミングがほぼ一致したということでございます。

さらに、JTBとは、知事がトップセールスで4月に本県への送客をお願いに行っておりまして、また、職員交流も実施するなど、日ごろから業務上連携を組む下地ができ上がっているということもございます。今回は、こうしたJTBと本県との関係を活用して、JTBの企業力、ブランド力を生かしながら、

効率的、効果的に中国からの誘客促進を図るものでございます。

山下委員

わかりました。いずれにしても、JTBは何といても世界最大ですから。ほかに旅行会社があるにしても、やっぱり何といても、海外でJTBの強さというのはダントツなので、そこを選ばれたというのは、それなりに理由があったかと思えます。

ただ、いずれにしても、民間と初めて行うということですし、実際、海の向こうの話ですし、どんな形で運用されていくのか。それでまた、簡単に言うと、どのぐらいのアクセス数があったのか、やっぱり結果も欲しいですね。また、それを見て、どのぐらいの方々が山梨県、日本に旅行へ来られたかという、やっぱり少しずつそういった事業の検証ができるような形をとっていただきたい。この予算は1,400万かけられ、多分、ランニングコストが多少かかるんだと思いますが、来年、再来年、ぜひとも一つ一つ検証の部分も考えていただきたい。その辺はどうですか。

茂手木観光振興課長 中国国内におけますサイトのアクセス数だとか、あるいは来県した中国人観光客数など、中国国内にサーバーを設置した効果をあらわすデータの分析をこれから積み重ねていきながら、二、三年後にしっかりとした検証をした上で、またそのときに見直すべき点があれば、きちんと見直していきたいと考えております。

(関東B-1グランプリ・プレ大会開催支援事業費補助金について)

山下委員

私ばかり質問して申しわけないんですけども、せっかくだから、あと1つ。

関東B-1グランプリのプレ大会ということで、プレというぐらいだから、本大会が来年あるということですね。お話を聞いていると、10万人ぐらいの人が見込まれるんじゃないかと。プレ大会で10万人ってなかなか大したものですね。本大会は13万人ぐらいの予定をされているというふうなことなんですけどね。

やっぱり当然、甲府が中心になるのでしょうかけれども、全県的に広げられるような取り組みもぜひとも執行部には考えていただきたいし、当然、十分考えているかと思えますけれども、その辺、予算もとってやるんでしょうけれども、取り組みをちょっと教えていただければ。

茂手木観光振興課長 まず、大会来場者に県内の各地域を観光していただくために、駅や大会会場に観光PRブースを設置いたしまして、来場者に対して、山梨県の観光情報を積極的に提供するということとともに、大会に合わせて、県内を周遊する着地型旅行商品をやまなし観光推進機構で企画・造成をいたします。また大会会場では、県内各地域の特産品、土産品などを販売するブースを設置しまして、来場者への販売とPRを予定しております。

あわせて、大会が終わった後につきましても、やまなし観光推進機構におきまして、甲府鳥もつ煮を初めとする県内御当地グルメとほかの観光資源を組み合わせた着地型旅行商品を企画するなど、B級グルメ人気によります集客効果を他の地域にも波及させるよう努めてまいります。

山下委員

いつやるんですしたっけ。これ、たしか12月だったと思うけど。ちょっと日時を教えてください。

茂手木観光振興課長 プレ大会は12月3日、4日の2日間でございます。

山下委員           そうすると、先ほど2カ所と言ったんですけれども、たしか、主催者のほうが、都市計画だか何だか、規制を設けているんですよね。あんまり好き勝手なところでやれないんでしょう。甲府駅の近くだとか、何か人がたくさんいるところだとか。たしか2カ所と言うんでしょう。ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

茂手木観光振興課長   甲府市のほうでは当初、駅の周辺の1カ所での開催を予定していたんですけれども、実は警察当局のほうから指導が入りまして、1カ所だと人があまりにも混雑して危険だということで、駅の周辺と、それから、小瀬スポーツ公園の2カ所に分けて開催するということになりました。

山下委員           わかりました。結構です。ありがとうございました。

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した

#### ※所管事項

#### 質疑

(本県への修学旅行の誘致について)

早川委員           今回の震災や原発の事故による山梨の観光への影響についてお伺いします。特に減少した本県への修学旅行の誘致に関して伺いたいと思うんですが、中京、関西地域からの修学旅行の減少は、私の地元の富士北麓地域では特に厳しい状況となっています。そのような中で、県では、中京、関西地域の教育委員会に対して、知事からの文書の送付、また、職員の方々が直接訪問をするなど、御努力をされたと聞いているんですが、地元のホテルや旅館の人たちからの話を実際聞いてみると、まだまだ回復に至っていない状況です。この状況を見て、修学旅行の受け入れに対する回復について、県として今後どのように対応していくのかお伺いします。

茂手木観光振興課長   原発事故の影響がありまして、修学旅行のキャンセルが相次いだことから、県内観光事業者の経営に甚大な影響を及ぼしているということがございましたので、4月下旬から中京、関西方面の主な市の教育委員会や旅行会社を職員が直接訪ねて、本県への修学旅行の誘致等について要請をしてきたところでございます。

訪問した教育委員会からは、所管する校長会に対して、本県の現状と要請の趣旨を伝える旨の回答をいただいておりますが、御父兄の皆様の意向もございまして、原発問題が沈静化してこないと影響の残るケースも一部出てくるということが心配されております。

今後につきましては、今年度初めて実施いたしました中京、関西地域の教育委員会等への取り組みを来年度以降も続けていくことに加えまして、新たに首都圏の学校も対象として、モデルコースとか、体験メニューの情報提供を行うなど、本県への修学旅行の誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。

早川委員           今後の取り組みについては、ぜひ実際に業界の方々の声を聞いた上で取り組んでいただきたいと思います。

ところで、今後、修学旅行の誘致を強力に推進していくというお話なんです



が、修学旅行に関するデータが、現状、山梨県にどの県からどれぐらいの生徒が修学旅行で訪れているのか、どの程度、現状把握をなさっているのかお伺いします。

茂手木観光振興課長 データにつきましては、営業上の理由もありまして、旅行会社とか、ホテル・旅館から取得しづらい情報であるため、今までまとまったデータというのはありませんでした。しかし、ある財団法人が出版しております「教育旅行白書」というデータ集の中に、個別の名称は伏せられているんですが、本県へどこの県から何校、修学旅行へ来たかを抽出した調査がございます。これは中学校だけなんです、そのデータに基づいて、本県への来県は、中京、関西地域の学校がほとんどであるという現状を把握しているところでございます。

早川委員 実情については理解をしたんですけれども、せっかく本県の職員がわざわざ他県の教育委員会に行くので、中京、関西地域のどの市町村から大体どのぐらい、何校、何人の生徒が来るかというデータを持っていれば、訪問する際、より戦略的なセールスができると思うんですね。今後、私は調査していく価値はあると思うんですが、そのお考えについてお伺いします。

茂手木観光振興課長 委員御指摘のとおりでして、今後、修学旅行の積極的な誘致を図っていくためにも、その前提として、基礎的なデータは必要不可欠であります。どういった調査ができるかとか、内容的にどこまで聞くことができるかなどを検討させていただいた上で、実効性の高い営業活動につなげていくよう取り組んでまいります。

早川委員 富士山の世界文化遺産もありますし、本県の観光にとって、今後、修学旅行のマーケットというのはまさに重要になってくると思うんですね。ぜひ調査をお願いしたいと思います。

最後に、これ、回答は結構なんですけれども、原発の風評被害による修学旅行や体験学習も含めて、キャンセルは富士北麓地域だけで9万人に及ぶんですね。これは本当に深刻な問題です。東京電力では現状、山梨県に対するインパウンドの風評被害については損害賠償の対象としていますが、修学旅行については、まだ対象となっていない状況です。これについては、本会議の関連質問でも取り上げられましたが、いずれにしても、山梨県の観光業者に対する東京電力からの損害賠償の説明、これ、民間企業どうしのことなので難しいとは思いますが、ぜひ県として、できるだけ早く要請をしていただきたいと思います。このことを要望して、質問を終わります。

(国際交流協会の役割等について)

木村委員 本県の観光振興におけます、県の国際交流協会の役割についてお伺いをしたいと思います。実は私、昔、竜王町役場の教育委員会におりまして、昭和60年ごろから国際交流に携わらせていただいております。そのときからのことを頭に浮かべますと、国際交流協会に対して、私が持っているイメージというのは、県として、アイオワとかそういう外国への取り組み、あるいは市町村においても、友好関係を持つ都市などがありますから、それらのお手伝いや、市町村協会に対する指導を行う機関だと思っていたのですが、その後、外国から働きに来る方が大変多くなり、その家族、子供さんたちの学校の教育ということにもなってきました。

今では、外国人観光客の誘致が本県の観光産業の大きな柱になっている。これも3.11の東日本大震災の後、今お話がございましたけれども、その後の外国人観光客が大幅に減少して、本県の観光業者に大変な痛手になったという

ことを知って初めて、私も山梨の観光産業におけるインバウンド観光の大事さがわかったんです。

そこで、2点ほどお伺いします。1点目として、観光部が所管している国際交流協会は、今年度から会長職に県観光部の後藤部長さんが就任されました。地域の国際化の取り組みと同時に、外国人への外国語のできる情報発信や外国における観光ガイドの養成など、受け入れ体制の強化、インバウンド観光に向けての部長さんの就任ということで、私は大変期待を大きくしているところであります。

そこで、国際交流課が担当していますインバウンド観光振興に対して、国際交流協会がどのような役割を果たしているのか、まずお伺いしたいと思います。

古屋国際交流課長 外国人観光客が本県の魅力を感じ、また山梨のファンになっていただくためには、観光資源や施設の充実も必要ですが、それとともに、地域の人々の受け入れ体制の充実を図ること、これも必要だと思っております。

そういう面で大きなくくりで言いますと、国際交流協会では、県民が外国の文化や習慣、また言葉を理解した上で外国人観光客に接することができるように、外国文化講座や外国語講座、また、国際親善交流事業を実施しまして、県民の国際意識の向上に努めているところでございます。

また、具体的な事業といたしましては、観光ボランティアガイドセミナーを開催しております、観光ガイドの育成を行っております。また、もう1つ、国際交流人材バンクという制度を設け、通訳とか翻訳者の紹介なども行っており、そうしたことを通じて、本県の観光振興に寄与している状況でございます。

木村委員 今、お話がございましたけれども、国際交流協会は、日ごろから外国語による山梨の情報発信を行っておりますけれども、インバウンド観光、国際観光を積極的に進める上ではどのような連携の事業を行っていらっしゃいますか。

古屋国際交流課長 国際交流協会では、県や市町村、また各地の観光協会等と連携いたしまして、協会のホームページにより、主要観光地の情報を多言語で発信しております。

それから、もう1つは、国際交流センターのロビーとなりますけれども、そこでは各地の観光情報のパンフレット等を配布したりして、センターを訪れた外国人に対して観光情報の提供を行っております。

木村委員 わかりました。最近の自然災害というのは、東日本大震災を初めとして、最近、地球温暖化などによって、想定外の台風とか、水害、集中豪雨など、各地に大きな被害が発生しています。先ほど、ご説明された、実際に住んでいる外国人に対する情報ももちろんですけれども、県内を訪れている外国人観光客に対しても、正確な情報とか、避難情報などを外国語で迅速に発信することが大切だと思います。そのことについて、そういう危機管理対応はどのように進めているのかお伺いします。

古屋国際交流課長 県では、今回の東日本大震災発生後、県の外国語版のホームページで、英語、中国語、韓国語、フランス語、ポルトガル語によりまして、東京電力の計画停電の情報だとか、環境放射能関連の情報、あるいは交通機関の情報等を掲示したところでございます。こうしたものの作成に当たっては、国際交流協会の協力をいただいておりますし、また、国際交流協会は、県のホームページのリンクにより情報提供を行うとともに、協会が持っている団体等が行った災害関連情報につきましても、ホームページにリンクすることにより、迅速な情報発信を行っている状況でございます。

木村委員 外国人観光客が日本へ訪れる際、いろいろとなさっているようではございますけれども、外国語の観光ガイドの養成などに国際交流協会の人材をどのように活用しているのか、実際、どんなふうになさっているのかお伺いしたいと思います。

古屋国際交流課長 先ほども申しあげました、外国人観光客の言葉のサポート体制を充実するために、観光ボランティア通訳ガイドセミナーを開催しております。この研修により育成された人材につきましては、例えば訪日教育旅行における学校交流の際の通訳、また、国内で開催される海外の旅行会社を招いての観光展覧会、あるいは、信玄公祭りでの外国人のサポートなどの事業で活用させていただいているところでございます。

木村委員 それは、そのボランティアガイドと言うか、人材バンクの活用をしたということですね。具体的に、現在の国際交流協会には、どんなところの国から、どういう関係で、どういう方たちが協会の中にいらっしゃるのか。それと、県内に居住する外国人の状況について、わかれば教えてください。

古屋国際交流課長 まず、1点目の国際交流協会に今いる外国人でございますけれども、国際交流員という形で、フランス籍、ブラジル籍の者がそれぞれ1名、国際交流協会に勤務しています。

それから、2点目の県内の外国人の状況につきましては、平成22年12月末現在でございますけれども、県内には外国人登録者数が全部で1万5,730名ほどおります。国籍別に見ますと、中国が1番で約4,000名、2番目がブラジルで約3,600名、3番目が韓国系で約2,400名、4番目がフィリピン系で約1,900名という状況でございます。

木村委員 県の中には、中国から来られているとか、もっといらっしゃることを聞いた記憶があるんですが、どうですか。

古屋国際交流課長 国際交流課に中国の四川省、それから韓国の忠清北道から、それぞれ1名来ております。

木村委員 じゃ、そのような方たちを中心に、いろいろな情報発信をなさっているということですね。

もう1点お願いします。私が少しばかり外国へ行ったときの体験から、言葉がわからないと、表情とか雰囲気というのが大変気になると言うか、敏感になりまして、嫌な印象を持ったところにはもう二度と行きたくないと思ったことがあります。ですから、反対に、山梨に来た外国の人たちに、山梨はよいところだ、安心だ、笑顔で迎えて、みんな親切だということを印象づけることが特に大切だと思います。

日本は治安がいいということで、さっき修学旅行の話が出ましたけれども、外国の修学旅行生が結構来ると言うことを伺いました。そうすると、大人になって、修学旅行に行ったときの山梨にまた行ってみたいというふうに、リピーターにつながるんじゃないかと思うんです。

そこで、現在、本県の観光政策の柱となる、おもてなしのやまなし観光振興条例の策定に向けて取り組まれておられます。その中に、「外国人観光旅客の受け入れ体制を確保するための施策を行います」というふうに明記されていますけれども、やっぱり外国人観光客の来訪の促進というのが盛り込まれているわけですね。

外国人だから、日本人だからということは抜きにしても、県民一人一人が本

県を訪れる国籍、文化、言語などが異なるすべての人たちが認め合う、人権を尊重し合うということになるんですが、こうしたことが、おもてなしづくりを推進する上で、一番の基本の精神になるのではないかと私は思いますので、条例の基本理念の中にそれを設けていただいて、その推進役として、国際交流協会の位置づけも出てくると思うんですけども、本県を訪れる外国人がまた行きたいと思えるような、世界に開かれた国際観光都市・山梨、よその県にはない山梨という、その実現に向けて推進されたいと心から願っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

望月観光企画・ブランド推進課長 現在進めております観光振興条例の基本理念に、国籍等の違いを認め合って、おもてなしを推進したらどうか、そういうことを盛り込んだらどうかというお話であったわけなんですけど、今、現在の骨子の中には、基本理念に、観光の振興はおもてなしの実践をすることが重要だと。そして、そのおもてなしというのは、相手の立場に立った心配りが必要であると、こんなことを言っております。また、もう1つ、観光振興の施策は、すべての旅行者が快適に旅行できるように配慮すると。すべての旅行者とは、障害者、高齢者、さらには外国人の方も当然含まれております。そんなことで、委員の御趣旨の基本理念はこんなことでうたい込まれているかなというふうに御理解いただけたらと思っております。

古屋国際交流課長 国際交流協会の役割ということでございますけれども、先ほど最初に委員がおっしゃったように、国際交流協会も、国際交流、国際協力、多文化共生などといったそれぞれの分野も、時代とともに変わってきてございます。そうした中で、国際観光の推進は非常に重要なこととなってきており、県といたしましても、今後、国際交流協会とよく連携をとりまして、さらに国際観光の進展を図っていききたいと考えております。

(本県観光のメディアに対する活用について)

高木副委員長 世界遺産に登録されようとしている富士山を初め、山梨の観光の資源というのはたくさんあって、その魅力を内外に発信していくために、メディアの活用は非常に重要だと思います。それについて何点か質問したいと思います。

まず、山梨のイメージアップを図っていく、そして、観光客を誘客していくためには、山梨の魅力をしっかり全国に発信していかなければならないと思います。魅力を伝えていくための手段はいろいろあるわけですが、映像による魅力、特にテレビの影響力は非常に大きいと思います。そのメディアを上手に使えば、非常に効果的、効率的に観光PRができるのではないかと考えます。私なんかも、テレビ番組で例えば北海道のしゅんのものなどの、地方のいろいろおいしいものを見たりすると、食べたくなるし、行きたくなるし。

そういったことも踏まえて、本会議の答弁の中で、テレビ番組の映像ロケの支援を行うフィルムコミッションを立ち上げて、それが800件を超えるロケを支援してきたということでありました。また、過日の新聞報道で、3年間のロケの実績は年平均140件を超えるという話も聞いております。今年度については8月に84件と、昨年と比べますと4件ふえているというようなことも聞いておりますけれども、このロケの状況についてどのように考えているか、お伺いします。

望月観光企画・ブランド推進課長 フィルムコミッションのロケの誘致につきましては、制作会社等への働きかけを、ホームページでロケ情報の掲載などによって行っております。具体的な支援と申しますのは、ロケの相談として、「こんなところでロケができるよ」と、また、そういう候補地の紹介、施設の利用はいろいろ

ろな権利関係がございますので、そういうところの紹介、そして、ロケの現場に立ち会っているようなこともしております。ロケの現場に立ち会って、実際、不測な事態で、もっとこんな観光地に行きたいとか、こんなものが足りない、そんな対応をしているわけでございます。

件数については、確かに年140件ほどで、ここ3年間横ばいでございますが、テレビ業界の中では、制作費を削減するという流れがあり、他県に聞きますと、やっぱりロケの件数が減っているようなことを伺う中で、震災があっても本県は横ばいであったということを考えますと、健闘しているのかなと考えております。

高木副委員長 他県に比べると山梨県は優位に立っているというお話がありましたが、本会議の答弁でも、これまで培ってきたネットワークを最大限に生かし、県内のロケの誘致をより一層図っていくとありましたけれども、具体的にどんな取り組みを進めているのかお伺いしたいと思います。

望月観光企画・ブランド推進課長 ネットワークというのは2つございます。1つは、外に向けた、制作会社とのネットワークです。そして、もう1つは、県内市町村のネットワークと、この2つがあるかと思えます。制作会社には、実際、ロケの支援時に、ぜひ次回のロケもお願いしますというお願いも当然してございます。そして、本年度からフィルムコミッションの職員として、非常勤職員を1名採用したことから、ロケ支援体制が充実して立ち会える数もまた多くなっております。その中で、直接、次回にまたお願いできますかというPRもしっかりできるようになったところです。

また、県内でロケを行った会社は名刺等をもらっておりますので、メール等で、時期的にこんなことができますというような情報提供を行い、県内のロケを誘致しているところでございます。

また、市町村のネットワークにつきましては、各市町村に対して、こんなロケがしたいという情報を流して、市町村のほうから、ロケ地の情報提供、紹介をいただくという格好でやっております。

高木副委員長 取材とか、受発信の両方をタイムリーにやっていけば、より効果的なのかなと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、私の知り合いにテレビ朝日の社長がいます。彼は、山梨県出身で、彼も山梨県に人脈をたくさん持っていますし、また、彼を知っている方も大勢いると思うので、さまざまな方法で山梨県のロケを含めて、テレビ番組に取り上げてもらったらどうかと思うわけです。こちらでお金をかけずに、取材をしてもらうことでの、取材や情報発信は非常に効果的だと思いますけれども、この点についてどのように働きかけていくのか、県としてのお考えを伺いたいと思います。

望月観光企画・ブランド推進課長 今、テレビ朝日の社長のお知り合いであるというお話がありましたが、今年度になりまして、テレビ朝日と日本テレビの社長が山梨県出身だということがわかりまして、知事が直接そのお二方にお会いして、ぜひ山梨を取り上げてくださいというようなこともPRしたところでございます。

そして、もう1つは、本県はやまなし大使という制度を持ってしまして、山梨にゆかりのある方、東京圏で活躍している方にやまなし大使になっていただいております。山梨のNHKにいた方もなっているわけなのですが、そういう方も含めて、いろいろな取り上げをお願いしているところでございます。この前の話として、ヴァンフォーレ甲府を取り上げてくれたりといったこともやっていたところでございます。

またさらに、お金はかかっているんですが、山梨ではブランド戦略でイメージアップのキャンペーンをやっています。その中で、PRの受託会社に事務局を設け、直接テレビ局に情報を流してもらって、ぜひ山梨を取り上げてくださいというような働きかけを行っており、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

高木副委員長 先ほど市町村とのネットワークの話もありましたが、本県にもいろいろな方がいろいろなところで働く中で、さまざまな情報をお持ちになっており、人的ネットワークをお持ちになっています。ぜひそこら辺を活用して、今後も本県のPRが全国津々浦々まで浸透するようにぜひ力強く働きかけていただくことを要望して、質問を終わります。

(震災に対する観光業の風評被害について)

小越委員 本会議でも質問しました、東京電力への損害賠償のことについてお伺いします。本会議のときに、これから要請を行うというお話があったんですけども、山梨県としては、観光業だけでなく、農業などすべてにかかわってくるのですが、とりわけ観光業の東京電力の損害賠償に対して、山梨県はどのような情報をつかんでいらっしゃいますか。

茂手木観光振興課長 東京電力の現時点の発表によりますと、風評被害の対象は、国内観光の場合、福島、茨城、栃木、群馬の4県に営業拠点とか事業所のある法人・個人事業主が賠償対象となっておりますが、東京電力から発表されました賠償基準の内容が大変わかりづらくて、また不明な点が多いという状況であります。したがって、東京電力から県内の観光事業者にもまずしっかりと説明していただくことが重要であります。また、県内で責任のある回答ができる相談窓口がやはり必要でありますので、東電側にもそうした要請を現在しているところでございます。

小越委員 被災地4県、先日も栃木でも説明会があったようですけれども、福島はもちろんですけれども、その中で、決して原発だけではないと。地震も津波もあるのだから、減収2割分は担えと。被災地4県ですらそうであれば、山梨県はどのようになるのか、非常に心配なんです。その辺の情報はどうに得ているのでしょうか。

茂手木観光振興課長 そうした点も含めまして、まず観光事業者に対してしっかりとしたわかりやすい説明が必要でありますので、その説明会を開催すべく、今、東京電力と調整を図っているところでございます。

小越委員 山梨県とすれば、どういうスタンスで臨むかなんです。東電が被災地4県は20%と言っているのですから、本県はどうなるのか、私、すごく心配しているんです。3月11日時点の、外国から来た方のホテルのキャンセルの5月分までは見るということになりますと、例えば3月13日に電話を入れて予約した人の分は見てくれない。そして、インバウンド以外の、先ほど修学旅行がりましたが、国内からの分は見てくれない。ホテルばかりでなく、バス会社、観光施設、あるいはお土産屋さんだって、みんな影響を受けているんですよ。その点についてはどのように県はお考えですか。

茂手木観光振興課長 確かに委員がおっしゃるように、今出されております東京電力の賠償基準ですと、さまざまな疑問点、わからない点が出てきております。このために、観光事業者の方々は非常に不満を持っているし、また、不安であることと思

ますので、まずは賠償責任のある東京電力から、しっかりとわかりやすい説明をしてもらおうと。それから、県内で観光事業者がきちんと相談できる窓口をつくってもらおうということを、観光部といたしましても、東京電力に対しまして強く要請しまして、そうした場の設定とか調整に積極的に動いていきたいと考えております。

小越委員

説明会をしてもらうのは当然なんですけど、私は富士北麓地域だけではなく、甲府地域や、清里地域も含めてだと思えるんですけども、どこまでが風評と言われるかもしれませんが、県とすれば、どういうスタンスで臨むべきなのかと、そこを聞きたいんです。説明を待っているそうなのですが、山梨県とすれば、観光業の皆さんがものすごく打撃を受けているんですよね。それを東電の説明を待つだけではなく、県とすれば、どういうスタンスでどういう補償があるべきとお考えか、部長、いかがですか。

後藤観光部長

今、課長からお話ししましたが、基本的にそもそも国内旅行分については4県、これが原則ということになってございます。それから、外国人観光客につきましては、3月11日時点で予約のあったものだけが、5月末までのキャンセルについて対象となると。

この辺につきましては、全国の観光業者が参加しております全国旅館生活衛生同業組合など、観光業全体の中で、この辺のところの疑義一つ一つについて、今、それぞれ東電、国等に対して働きかけが出ており、実は山梨県内の旅館協同組合と我々とのいろいろな詰めの中でも出てきております。そのようなものをあわせて、まず山梨県内の観光事業者の皆さんがそもそもどういうふうな形の中で要請していく、あるいは要望を持つかというところの取りまとめ、意見の統一が今まだなされていない。なぜかといいますと、何度も繰り返しとなりますが、東電側の説明が非常に明確でなく、どこまでが対象になるかもわからないので、本県の観光業者としても、どこまで要求していいかもわからない、こういう状態が1つあります。

したがって、繰り返しになりますが、まずは東電が山梨県内の観光業者のところに来ていただきまして、県としても明確な説明を求めると。その場で観光事業者の皆さんと直接いろいろな形の議論等を行っていただく中で、具体的にどこまで補償されるのかと。あるいは、先ほど委員がおっしゃったように、4県につきましては、いわゆる損害賠償率の中の20%を引くとかという、細かいさまざまな定義があるわけですが、この辺は全国旅館生活衛生同業組合でもちょっと問題視しているということがあります。ですから、まずは東電側から具体的な説明を求め、それに応じて、山梨県側の観光事業者がどういうふうな形の中で要望を取りまとめていくかという集約がございまして。

県としても、観光事業者と連携して、一緒になって、そういうふうなお話を聞く中で、東電のほうに今後とも、相談窓口の一本化とかそういうことも含めて求めていきたいと、こういうふうに考えています。

小越委員

先ほど日本テレビやテレビ朝日に知事が行ってお願いしているのと比べると、この問題については、県はどうしてこんなに及び腰なのかと思うんです。もっと山梨県として、観光立県でやっているところがこんなに被害を受けているのに、それは東電が説明に来てから考えますではなくて、山梨県とすれば、「ここここの部分はしっかり補償してくださいよ」というように東京電力に知事みずからが行うことが、観光立県であるのであれば、筋じゃないでしょうか。

この4県に対するやり方もひどいと思いますけれども、インバウンド観光だけだとか、3月11日時点だけのものだとして、ものすごい大損害を何も補償

してくれないなんて言いましたら、観光業の皆さん、怒ると思います。それを県の観光部としては、「それは民間どうしのことでございますから」と。それは観光立県を望む県とすれば、もっと東京電力に正面から、例えば風評被害があったところは、3月11日だけではなく、その後も含めて補償をお願いします。20%を引いた部分だけじゃなく、全部補償してもらおう。バス会社も観光施設もすべて。やっぱりそのぐらいの姿勢を見せない。言われたら、そうですかって、それじゃ私はおかしいと思うんですけども、いかがですか。

後藤観光部長 繰り返になってしまいますが、東電の説明を待っているということではございません。東電に説明に来てくれと要請をしております、それで、まず説明の場を設けるといふ形から始めており、決して受け身ではないつもりでございます。

それから、今、委員がおっしゃった問題点、これは実は全国的に、観光業界を含めて、もう問題がある程度出てきております。それを山梨県の観光業界も一緒になって取り上げて、要請していく。県としても、それに沿って携わっていくというようなことではないかと思っております。いずれにいたしましても、今後とも、観光業界のために、当然のことながら、風評被害対策につきましては、積極的に対応していくつもりであります。

小越委員 では、お伺いしますが、先ほどの東電の説明会というのはいつごろ予定されていて、県はどのようにそこにかかわっていくのですか。

茂手木観光振興課長 東京電力におきましては、被災した東北方面の県とか、あるいはそこに隣接する県、先ほど申し上げました4県を中心に順次説明会を行っております、本県は早くて今月ぐらいからだ聞いております。したがって、早く説明会ができるよう、引き続き東京電力に対しまして強く要請を行ってまいります。

小越委員 その説明会は、観光業者のところと東電の説明ということで、県はそこにはかかわらないんですか。

茂手木観光振興課長 県も当然一緒に説明を受けさせていただきます。その場で説明を伺い、なおかつ、観光事業者のほうに不満な点、満足できない点があれば、再度、東京電力に対して適切な対応を求めていくということを考えております。

堀内委員長 委員長より申し上げます。発言の公平の意味から、他の委員の発言機会が得られるようお願いします。

小越委員 はい、わかりました。

じゃ、不満な点があるということになりますと、県としても、東京電力にその旨をしっかりと要請して、すべてちゃんと全部補償できるように、県としても、強く要請するというのは当然だと思うんですけども、知事先頭に、日本テレビなどにも行ったのであれば、東京電力にも行って、ぜひ損害賠償のお願いをするべきだと思います。部長、よろしくお願いします。

(知事のトップセールスについて)

山下委員 それでは、すみません、少し聞かせてください。私、県議会議員になって今年で9年目なのですが、前の山本知事さんのころから、トップセールスなんていうことが全国的にも非常に有名になり、全国の知事さんたち、あるいは、うちの笛吹市など、どこの市町村もそうですけれども、インバウンドの獲



得に向けて、一生懸命海外に出かけているようでございます。この10年ぐらい、知事さんはどういうところに行かれたのか教えてください。

古屋国際交流課長 知事の海外訪問でございますけれども、国際交流、国際観光ということでわかっている範囲で申し上げます。平成13年度からになりますけれども、平成13年度はアメリカのアイオワ州との関係で40周年記念事業に出席されました。それから、14年度は韓国・忠清北道、15年度はブラジルのミナス・ジェライス州、それから、平成16年度は韓国・忠清北道、平成17年度は中国四川省、また、平成19年度には横内知事がトップセールスとして、中国の北京、四川省、それから、韓国、平成20年度につきましては、中国の上海、広東省と台湾、平成21年度は中国の香港と上海、平成22年度が中国の上海、それから、平成23年度、今年度でございますが、タイ、シンガポール等とアメリカのアイオワ州という状況でございます。

山下委員 横内知事になって、いよいよトップセールスだということで、かなり中国周辺を中心に一生懸命開拓を始めていただいているということです。別に悪く言っているわけではなく、トップが行ったからといって、急に100万人も人が来るなんていうことはまず考えられなくて、やっぱり、トップセールスというのは、まず橋渡しを行い、それでまた、よく言う、井戸を掘りに行かれる。やっぱりそこから先が問題であり、どういう連携で行っていくのか、キャッチボールができるか。昔、深沢登志夫議員が、「まったくノックばかりじゃないか。こっちばかり求めて、キャッチボールになっていないじゃないか」と、そんなことをよく言われていたようなことをちょっと思い出しますが、中国の上海のほうにも、駐在員を置いたりして一生懸命やっているという話も聞いているんですけれども、今、トップセールスをきっかけに、駐在員なり、連携にどんな感じで取り組んでいるのかちょっと教えていただきたい。

古屋国際交流課長 まず中国につきましては、今、山下委員がおっしゃられましたとおりに、北京と上海、北京は平成20年から、上海は平成21年から、拠点という形で委託契約を結びまして、山梨の観光PRをお願いしているところでございます。また、香港につきましては、これも平成20年からになりますけれども、山梨中央銀行の職員がやまなし大使という形で山梨のPRをお願いしているところでございます。また、台湾につきましては、観光推進機構等を通じまして、台湾で行われておりますトラベルフェア等々の出展を通じましてPRを行っている状況でございます。

山下委員 いずれにしましても、一、二年で簡単にいろいろな連携がとれるなんてとても思っていませんので、せっかく井戸を掘りに行ったわけですから、その後、一生懸命くみに行かなければ水は出てきませんので、ぜひとも長期的な展望を持って取り組んでいただきたいと思います。

(おもてなしの山梨観光振興条例の策定について)

山下委員 今度は、おもてなし条例で少し聞かせていただきたいんですけれども、パブリックコメントを10月2日まで約1カ月間行ったわけですが、どれぐらいの意見が寄せられたんでしょうか。

望月観光企画・ブランド推進課長 10月2日まで締め切りだったんですが、パブリックコメントにつきましては、6名で11件の御意見をいただいたところでございます。

山下委員

多いか少ないか、それは向こうが送ってくる話であるので仕方がないことですが。観光振興条例をつくるというのは、全国では、本県を入れて20、21件目ぐらいですかね。沖縄県が最初につくって、それから、ほかの県が一生懸命つくり出してきた。

私がいろいろと調べたところによると、岐阜県が、ものすごく個性的と言うか、県の独自性を非常に出している条例をつくっているなという感じがします。課長も多分、御存じで、資料も見ていただいているかと思いますが、その中で、条例については、前文があって、そして、条例本体と、基本的にどこの県もこのような形です。そして、どこの県もわりあい色合いを出しているのは、前文なんですよ。

それで、課長、いろいろな人がさまざまなことを言っており、だから、私もいろいろな人のその1人なのかもしれませんが、あくまでも意見という形で伺っておいていただければと思うのですが、やっぱり前文を読ませていただいて、何となく山梨県らしさと言うか、山梨県のおもてなしって一体何だという、その部分が少し足りないのではないかという感じがします。

和歌山県は前文に世界遺産・紀伊山地の巡礼と参拝詣道だとか、また、岩手県あたりは、石川啄木や宮澤賢治などを織り込んだ郷土の自然文化への深い愛情を盛り込むなどといった、言葉だけの部分もあるのかもしれないけれども、非常に県の独自色を出している。先ほどの岐阜県のは、「みんなでつくりたい観光王国飛騨・美濃条例」みたいなタイトルで、それで、中身を見ても、「知ってもらおう、見つけ出そう、つくり出そうふるさと自慢」なんてキャッチフレーズまでつけて、この県が何を求めているかと、うちの自慢はこういうものなんです、だから、こういうものをどういうふうに皆さん方にわかってもらいましょうという話を結構しているところもある。ただ、残念ながら、20県全部見させてもらったんですけども、正直言って、全体的にあんまり特徴のあるものはないんです。

ですから、本県の場合には、富士山という日本一の部分もあるし、桃やブドウ、フルーツ、ワインとかといった部分もあるわけですよ。そういったものを条文の中に少し織り込んでいくというのも1つの案じゃないかなと思いますけれども、まずその辺の考えを、課長さん、聞かせてください。

望月観光企画・ブランド推進課長 今、骨子ということで出させていただいております、前文のところにつきましては、本当に要旨だけの部分でございます。したがって、山梨らしさを出すため、当然、富士山、ワイン、ジュエリー、ブドウなどの果物といったものもしっかり明記していく。それが山梨の特徴だというふうにしていきたいと考えております。

山下委員

いろいろ言うと、頭の中がごちゃごちゃすると思いますので、この辺にしておきますので、ぜひとも、個性のあるものをつくっていただきたいと思います。以上です。

主な質疑等 農政部

※第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(地図情報共同整備事業費について)

木村委員 農4ページの5,000万円、これ、金額が大きいんですけども、農地の有効活用や防災対策等ということで、地図情報を市町村等と共同整備するために必要な経費を負担するということですが、共同整備するとなると、県費は国の補助金だけで、これ、全部済むということなんですか。

有賀耕地課長 県費につきましては今回5,000万円をお願いしてございますが、これは国補分として5,000万円を計上してございます。残る事業費につきましては、市町村が残りを負担して整備するというところでございます。

木村委員 じゃ、県からはお金が出ていないんですか。

有賀耕地課長 今、委員がおっしゃいましたように、国のお金が出ているということで、県からはお金は出ていません。

木村委員 この金額が大きいんですけども、航空写真を用いるから、高いんでしょうけれども、具体的にどのような形で地図情報を整備していくのかお伺いしたいと思います。

有賀耕地課長 今回の地図情報システムの整備の具体的な内容でございますが、県下全域の航空写真の整備をいたしますが、コンピューター上で航空写真と地形図を重ね合わせまして、その上にさらに農地等の各種情報を上書きすることにより、視覚的に見やすく検索ができるシステムでございます。このシステムにつきましては、県の関係部局あるいは市町村等で活用を予定しているということでございます。

木村委員 わかりました。防災対策など幅広くと書いてありますけれども、そうは言っても、耕地課に予算が盛られているということは、農業に大変関係を多く持つということだということの中で、この前の本会議の質問で、大柴議員が企業参入の質問をされたかと思うんですけども、この企業参入につなげていくために、この情報をどのように活用してマッチングさせていくのかということをお聞きしたいと思います。

有賀耕地課長 企業の農業参入の場合は、農業生産の基盤である農地をいかに確保するかが課題となっております。したがって、企業の参入に当たっては、比較的大規模な農地の確保ということが多くなっておりますので、所有者の貸借の意向とかといった情報を地図情報システムに整備することによりまして、迅速な農地に関する情報提供が可能になると考えます。

木村委員 企業のニーズというのは、多種多様によることで大変だと思いますけれども、企業参入というのは今、大変重要な分野になっておりますので、ぜひ頑張りたいと思います。

では次に、耕作放棄地対策というのも、大変重要な課題ですけども、この

地図情報の活用で、耕作放棄地の解消につなげていく、大きなメリットなどをお聞かせてください。

有賀耕地課長 地図情報システムにつきましては、市町村の農業委員会が調査いたしました耕作放棄地のデータが整理されてございます。したがって、耕作放棄地につきましては、耕作放棄の度合いが3種類の色分けにされ、地図情報システムの中では耕作放棄の分布状況が一目でわかるということになりますので、解消に向けた具体的な計画や検討などが非常に容易になると考えます。したがって、そういったシステムを活用しながら、解消に向けて、所有者等の指導を進めてまいりたいと考えております。

木村委員 見ればすぐわかると思うんですが、もしそういう何か資料みたいなものがあればいただきたいと思います。

有賀耕地課長 資料につきましては、今、手元にはございませんけれども、わかりやすい地図に取りまとめて配付したいと考えております。よろしいでしょうか。

木村委員 はい、お願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した

※請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

小越委員 採択すべきです。11月のAPECを前に、野田新総理大臣は結論をまとめる方向だと言いまして、非常に緊迫しております。JA中央がTPP参加反対の署名を全国で1,165万人、山梨でも、JA山梨をはじめ、12万6,000人の署名が寄せられました。

TPPは日本の農林水産業に壊滅的な打撃を与えます。大震災からの復興にも大きな障害をもたらします。農林業だけではなく、関税が撤廃され、食品安全ではBSE対策もアメリカの基準が押しつけられます。今、円高であり、そして、この円高が続くものと予想されます。TPPは輸出大企業だけを応援し、円高体質を一層ひどくするものです。TPPで経済成長と言いますが、これはもうかるごく一握りの巨大企業にとってのプラスであり、異常円高をさらに悪化させ、日本経済を危機にするTPPには反対すべきです。

山梨県でも現在、やまなし農業ルネサンス大綱の見直しがされておりますが、TPPにも参加すれば、やまなし農業ルネサンス大綱そのものも、大きな壊滅的な被害を受けることは事実です。公共事業も含め、すべてに外国資本が参入することになり、山梨県の経済、農業だけではなく、生活全般に大きな影響を受け、日本の将来を危惧しているものです。

TPPのこの問題について、この請願を私は採択するべきだと思います。ぜひ採択をお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(農業大学の取り組みについて)

鈴木委員

1点だけ。提言とお願いと、それから、県の考え方をお聞きしたいと思います。これも言わずと知れている、農業大学校のことなんです。今年、山梨県の農業大学校が40周年を迎え、11月20日に同窓会もされるわけなんです。

そして、機会あるたびに各県の農業大学校へ見学に行くんですけども、実践する大学校も含めて、今、全国に47校あるわけです。私もそんなにたくさんの農業大学校は見えていないんですが、農業大学校のあり方だとか、今後の方向性の中で私が自負しているのは、本県の農業大学校は、全国一の果樹産地にあり、やはりそれに見合った方向性の中で、5年、10年後の農業大学校のあり方というのを今、みんなで議論しています。

その中で、確かに山梨県の中で見ると、有数の農業大学校かもしれませんが、全国の中でというと、相当器量が違うんですね。まず、農業大学校に厚みがない。この中で何が一番足りないのかなと思ったときに、今、叫ばれている6次産業に対する取り組みを農業大学校ではやっていません。カリキュラムにあるのかどうかもちょっとわかりませんが。

やはり農業大学校というものは、技術、地域の農業指導者の育成の場でもあるし、これからの山梨県の農業をしょって立つ人材の育成ということの中にあって、やはり自分たちでつくったものをどうにかするといった加工施設をある程度持って、幅広い、ちょっと肉厚の農業大学校にしていかなければならないと思っているわけでございます。

基本的に、これは御存知のとおり、お金がかかるものではございませんけれども、そういう実践を生徒にさせる。それから、それほど規模がなくても、加工施設というのはどこでもできるわけなんです。こういうことを考えると、やはり自分たちでつくったものを加工して販売する。そういうことを、よその県などの米の地帯や野菜の産地でも行っていると思います。ただ、そうは言っても、ただ、まねをするだけでなく、やっぱり山梨県独自の農業大学校のそういう取り組みをしていただきたいという要望も含めて、県のお考えをお聞きしたいと思います。

樋川農業技術課長 農業大学校の関係でございまして、平成20年度に専門学校になりました。その際、教育理念に「生産から流通・販売までアグリビジネスの実際を学ぶ」ということを掲げてございます。このアグリビジネスという言葉の中には、6次産業化という言葉は入っていないんですけども、考え方とすれば、やはり流通とか、加工とかといったことも包括している概念だと思います。

実際、アグリビジネス論という講座の中で、流通とか、販売の部分もかなり重点的にやっております。また、校内実習として加工実習もやっているということ、それからまた、先進的な取り組みを行っています農家や法人に学生を派遣する、先進農業派遣研修というものがございまして。また、量販店とか、直売所の現場で学ぶ、流通販売研修がございまして。そういった学習の中で、言葉ではないんですけども、6次産業化と同様の、流通、販売、加工などの実践は学んでいるという状況にはございまして。ただ、やはりまだまだ十分ではないのかなというのは、委員御指摘のとおりかとは思っています。

あと1点、加工施設のお話がございました。現在、食品加工の実習につきましては、昔、寮で使っておりました建物、その中に厨房がございまして、そこ

を使って加工の実習はしているということでございます。もともと加工施設という形での施設ではないということもございまして、また、建物の老朽化も進んでいるということがございますので、今後、加工ということについて、どうやっていくのが一番いいのかということも検討していこうというような話も、中でも出てきております。その辺は、加工施設整備の必要性、あり方、費用対効果などといったこともあわせて検討していかなければならない。また今後、研究したいと思います。いずれにしましても、山梨独自のいろいろな教育ができる農業大学校につきましては、充実させてまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

鈴木委員

私も施設を見たんですよね。ただ、ちょっと手を加えれば使えるかなという感じもするんですよね。やはり自分たちがつくったものを加工して、それを売る。そういうビジネスを先ほど、アグリビジネスと言ったけれども、そこまで行える学校であってほしいなど。要望を含めて、御検討いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。答弁はいいです。

(企業参入の促進について)

木村委員

企業の農業参入についてお伺いしたいと思いますが、かなり前に、市川三郷町だったかわかりませんが、サラダをつくっている会社の社長さんが、会社にジャガイモのことなどを知らない社員がいることから、北杜市に土地を借りて、そこでジャガイモをつくっているというような話をたしか、私、テレビを見ました。

そんな具体的な事例もありますけれども、私は、現在の自然志向の中で、会社のイメージアップ、あるいは社会貢献度を宣伝するという意味合いから、そういう企業の農業参入が大変多くなっていると思います。昨今における企業経営の多角化や、さっき話に出ました6次産業化の機運の高まりもあるわけで、企業の農業参入の意向は今後も高い水準で推移していくのではないかなと思います。

県では本年度改定する新たなルネサンス大綱においても、企業参入の促進は重要な施策の柱として位置づけていると伺っており、企業に対して積極的にアプローチする必要があると考えますが、どのようにしていくのか、具体的にお話をさせていただきたいと思えます。

大島担い手対策室長

企業の農業参入につきましては、昨年度までに52社が参入しております。農業ルネサンス大綱では当初、40企業であった目標を既に上回る実績を上げております。今後とも企業の参入を進めていきたいと考えております。企業が参入するに当たっては、まず企業に、私どもの話を聞いていただくアプローチが非常に重要であり、今、取り組みを行っております。現在、2名の専任の担当者を中心に、各業界の団体や企業への訪問、また、企業のセミナー等を開催いたしまして、企業への啓発活動を展開しているところであります。特に県外の企業に対しては、昨年度、東証上場の食品関係300社余りに意向調査を行いました。今年度につきましては、山梨県の県人会50社を対象に訪問活動を実施して、企業の理解、啓発を深めていきたいと考えております。

木村委員

大変努力をしていることがよくわかりました。たしか、本会議の質問で海拔100メートルから1,000メートルと、すごく高低差があって、それなりにいろいろな作物ができると。作物もそうやって多種多様にできるわけで、すばらしいことなのです。さっき私が申し上げましたように、企業自身にもそれに対するいろいろなニーズがあり、すごく細やかな対応が必要になってくると思えます。たくさん企業を訪問されたり、いろいろなさっているんですけれ

ども、さらに一步踏み込んで、どのように企業参入を進めていくのか、もっと踏み込んだお答えがいただければありがたいと思います。

大島担い手対策室長 今、52社の企業が参入しております、その中で、参入後しっかりと経営ができるよう、また、ニーズに合った取り組みを行うという形で、本県の場合、標高差が低いところから高いところ、また、立地条件が違うところという形で、企業の要望に非常にこたえられると考えております。

そういうことでありますので、参入前の企業相談の中で、非常にしっかりとした所得目標や、生産品目はどんなものがあるか、それから、経営規模、販路についてどのようにするかということの経営プランをまずつくってもらいまして、このプランに基づき、どのような生産技術が必要なのか、農地の確保をどうするか、機械をどうしたらいいのかという面できめ細やかな指導をしているところです。特に法人経営をしていくということでもありますので、生産法人としての法人化への手続等も現在、支援をしているところであります。

木村委員

わかりました。何かすごく大変なようですけれども、何人で対応しているのかなど。室長、今おっしゃったように、参入した企業が農業の経験が大変少ないということの中で、安定した農業経営になるまでにはかなりの道のりがあると思いますけれども、それまでの支援が大切だと思います。これからどのように支援を行うのか。それから、こうして次から次へと参入企業がふえていくと、当然対応していかなければならないことが多くなるわけですが、具体的にどこでどのように対応をしているのか、今後もこんな対応をしていくということがあればお聞かせください。

大島担い手対策室長 参入した企業につきましては、他の農業者と同じような位置づけという形で、農業者同様に、農政部の各種支援事業がありますので、それを踏まえながら、現在、支援をしているところであります。現在、経営や技術の面につきましては、普及センターが重点対象という位置づけで企業参入に取り組んでおりまして、効率的な支援を行ってきておるところです。いろいろな面で、今現在、参入後についても相談に応じておりますので、できるだけ支援にこたえていきたいなと思っております。

木村委員

実はきのう、私、就農支援センターに行ってみましたが、いろいろとお互いに協力し合って進めているんだということがよくわかりました。

うまくいった場合もあるけれども、かなり苦労したけれども、うまくいかなかった例だとか、いろいろなことがあると思います。先ほどの52社の企業が参入していると、300社のうち50社をお伺いして、それで52社じゃすごく割合がいいんですけども。具体的に、うまくいった例、うまくいかなかった例もあるかと思うんですけども、御苦労されている点をお伺いして、終わりにしたいと思います。何か事例があればお聞かせください。

大島担い手対策室長 実際のところ、52社のうち2社ほどが、経営法人化を進めましたけれども、農業の活動をしていないという事例もあります。大規模な成功事例としましては、既に5,000万円ほど売り上げを数えている企業もありますし、また、小さい企業、建設業から発展した企業につきましては、建設業から新しい分野への参入という面で、まだまだ準備が整っていないという事例もありまして、順調に進まない事例もあります。こういう点につきましても、今後指導していかなければならないと考えております。いろいろ多事例はありますが、うまくいっているものもあるし、いけないという事例もあります。

木村委員

さっき私がお話ししましたように、例えば自分たちでお店を東京に持っていて、自分たちがつくったものをお店に出すという、販路を自分たちで持っている方はいいと思うんですけども、確かに6次産業の機運の盛り上がりがあると言いながらも、せっかくつくっても、売れなければだめなわけですから、事業に乗らない人とかもおられ、販路に対して、いろいろお気遣いなさっていると思うんですけども、そういう点については何か農協へ入れるとか、そういう指導もしていらっしゃるんですか。

大島担い手対策室長 当然、販路につきましては重要なポイントでありますので、先ほど申しました営農プランの中で支援していくとともに、参入後につきましては、県内で6次産業化のマッチングフェアが現在、展開されておりますので、そのマッチングフェアを通じて、各企業に支援をしているところであります。また、現在、県の単独事業でありますけれども、やまなし型大規模農業経営モデル育成事業という事業を持っております。農業参入された企業が大規模な経営をしていく上での農地の確保とか、新しい品目の開発という6次産業化に対しても、モデル経営体として2経営体でありますけれども、そういう面でも支援を行っているところであります。

高木副委員長

本県は農政部を中心に、JAだとか、農業法人だとか、あるいは多くの農業従事者が長い間一生懸命やってきたことで、今の果樹王国・山梨を築き上げたと思われま。その中で、私も先日、議長にお供すると言ったらおかしいですかね、ほかの議員さんたちとフルーツ山梨の中山組合長さんと一緒にトップセールスに初めて行ってきました。そういった中で、何点か御質問をしたいと思います。

そこの市場の中で、シャインマスカット、そして、甲斐路、巨峰、ピオーネと4種類のブドウを順々に食べてもらって、「いかがでしたか。どれがおいしかったですか」と聞くと、いろいろな話があったんですけども、シャインマスカットの人気非常に高く、これは今から大きな市場と言うか、大きな消費が見込まれるな、喜んでいただけるなというようなことを感じたわけですけども、それでも、本県のシャインマスカットは他県に負けているというような話も聞いております。

すぐれた果樹を開発しているわけですけども、ブランドイメージをさらに上げ、そして、農家の収益を上げていく。そのことがまた農家の喜びにつながったり、その励みが、またいいものをつくったりということの中で、果樹試験場も新しいものをつくっていると聞いているんですけども、今後、果樹の品種の開発状況がどんなふうになっているのか、その点を1点お聞きしたいと思います。

樋川農業技術課長 果樹試験場におきましては、委員おっしゃられるとおり、果樹王国を特徴づけるようなすぐれた品種を目指しまして、本県の独自のオリジナル品種を順次開発しているところでございます。基本的には、やはり外観や食味がすぐれているとか、あるいは結実がいいとか、収穫時期に非常に優位性があるとか、あるいは省力栽培ができるとか、いろいろな要素を合わせて目指しているわけですが、種類ごとに品種育成の目標を定めて開発をしているということでございます。

主要な果樹でこれまで20品種ほど開発しております。例えば桃の「夢しずく」とか、スモモの「サマービュート」「サマーエンジェル」、それから、オウトウの「富士アカネ」、それから、最近ですと、ブドウの「甲斐のくろまる」というような品種も育成をしているところでございます。

ただ、果樹のように、実になるまで何年もかかるという特性がございますと、



1つの品種をつくるのには非常に年数がかかる仕事でございますので、粘り強く、また、なるべく早く品種育成ができるように開発をしていきたいと考えています。

高木副委員長

今、話が出ました20種類の果樹、どんななものが開発されているのか。また、1つの製品と言うんですかね、いつでも苗として市場に出回る段階になっているものを教えていただきたいと思います。

それで、そういったすぐれた品種が開発されても、先ほどから話が出ている6次産業、それから、流通などを通じて市場にたくさん出ていく、あるいはそういうものをPRしていかなければ、消費者になかなか認知されないという点も踏まえて、今後、県としても、PR、また、販売を促進していく上でどのように考えておられるのか、どのような施策等でやっていくのかお聞きしたいと思います。

小野農産物販売戦略室長

ただいまの御質問にお答えいたします。県で開発したオリジナル品種につきましては、山梨県オリジナル品種ブランド化推進事業や、それから、やまなし農産物ブランド化推進事業におきまして、農業団体と一体となって、オリジナル品種のブランド化に努めております。

特にJAグループと県で構成します山梨県農畜産物販売強化対策協議会におきまして、市場でのトップセールスや、それから、市場でのオリジナル品種の発表会におきまして、市場関係者に販売促進を図っております。また、量販店、消費者に対しまして、やはりトップセールスや、それから、メディアなどで宣伝活動を行うとともに、オリジナル品種を使ったスイーツの販売を支援するなどしまして、オリジナル品種のPR、販売促進に努めております。

高木副委員長

開発された果樹が少しでも早く市場に出回ってくるためには、ある程度、一定の量が必要だと聞いております。耕作面積では50ヘクタールから100ヘクタール、あるいは生産量でいえば1,000トンというのが1つの目安のように聞いておりますけれども、そういった中で、開発された商品、果樹が早く市場に出回ってくるために、産地化が進むために、どんなようなことを実施されているのか、お伺いしたいと思います。

西野果樹食品流通課長

県が育成した優良な品種につきましては、県と農業団体あるいは生産者の組織とか、苗木の生産をしている組合とかという方々で構成します、山梨県オリジナル品種ブランド化推進会議という会議を設置してございまして、そこでいろいろ検討を進めております。

その会議の中で、品種の特性などを確認しながら、あるいは果樹試験場の普及などと一体となりまして、現地でその特性を見ながら、それで、これはいい品種だというふうになったものにつきましては、先ほどから出てきております、桃の「夢しずく」だとか、スモモの「サマーエンジェル」「サマービュート」というような品種のようなものが対象ですけれども、そういうものにつきましては、産地化に向けて、苗木の増殖計画とか、その計画に基づいて苗木を生産して、県内に独占的にまずは苗木を配布して、産地化を図るという取り組みをしております。

そういう取り組みの中で、オリジナル品種であります桃とかスモモ、オウトウ、ブドウ等々、平成15年から現在まで、おおむね5万本以上の苗木を配布して、産地化を図っているということです。面積等につきましては、先ほどの会議の中で、その品種の特性、収穫時期等々あわせて、産地計画の中で面積等を決めて、それを早く実現するために苗木の配布を進めていると、そんな取り組みをしております。

高木副委員長

先ほど話がありました、オリジナルブランド化の推進協議会、その協議会では真摯に皆さん方、取り組んでおられると思いますけれども、本当に有効かつ合理的な会議でありますようお願いいたします。これはお願いです。

新規就農者の経営の対策についてですが、県は新規就農者の確保に非常に力を入れていると。それで、100人を目指していたけれども、119人ということで、予定より20%アップの新規就農者が生まれてきているということで、非常にこれは喜ばしいところです。

その結果について高く評価はいたしますけれども、やっぱり最大の難点というか、自分で値づけがなかなかできない。そして、若い担い手が子育てや、生活していく上で、生計が成り立つということが非常に重要なことだろうと思います。ものづくりというのは非常に楽しいのですけれども、生活があまりにも苦しくてはいけません。そういうことでは、若い人たちの新しい就業先としての農業というのは先細りになってしまうと考えます。

そこで、新規就農者の経営の対策について、県はどのように支援をしていくのか、またどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

大島担い手対策室長

昨年度の新規就農者につきましては119名という形で、21年度の一昨年に比べて2割増という形で成果を上げてきているところであります。この成果におきまして、私どもとすれば、就農前の、就農支援制度、また、農業協力隊という2つの研修制度の中で、事前準備がしっかりして、就農者がふえてきたんじゃないかと考えています。

今後、この119名の方々がしっかりと経営基盤を築き、経営を安定し、定着をしていくということが非常に重要かと思っております。私どもとすれば、就農後3年から5年までの期間が指導で最も重要ではないかなと考えております。私ども担い手対策室と、先ほども企業の参入のところでもお話ししました普及センターが連携をとりながら、現在、重点対象として、生産から経営に至るまでの効率的な、また積極的な指導を行っているところであります。

具体的な事例でありますけれども、果樹の盛んな峡東の農務事務所におきましては、技術セミナーを年5回開催いたしまして、桃やブドウの技術向上の支援を行っております。また、経営改善に関する研修会も行いまして、基本的な決算書の見方、また、法人化の対応、それから、早期に認定農業者になってもらうための経営改善書の策定等の基本的な指導を行っております。また、ある普及センターでは、新規就農者ごとに普及員の担当者を決めまして、巡回指導を行って、経営相談等も行っております。

ソフト面と、もう1つ、ハード面という形で現在重点的に行っております。それは新規就農者の経営安定については、機械・施設の整備が非常に必要でありますので、この初期投資の負担が非常に必要だという形で、一昨年度から、国補とかいろいろな県単事業がありますけれども、県単独事業で、新規就農者を対象としましたリース事業を実施しております。そういう面でも、経営安定に向けて支援を行っております。いろいろな面で新規就農者の要望を聞きながら対応しているのが現状になっております。

高木副委員長

最後に、要望をさせていただきます。先ほど冒頭に、大田市場へ行ってきたという話をさせていただきましたけれども、向こうに朝6時半に着いて、そして、1時間ぐらいのセールスの後に、東京青果の取締役たちと一緒に朝食をとらせていただきました。その話の中で、中山組合長が既に9回営業に来られていると。4月から数えても月2回、あるいは果樹が生産されてからと考えれば、月に3回ぐらいになるのかもしれない。そういった非常に濃密な営業によって、おそらくフルーツ山梨は1億円ぐらい得になっているのではないかなと話

されていまして、中山組合長を初め、あそこの農協の幹部の人たちの評価が非常に高いと東京青果の取締役たちが話をしておりました。

そういった中で、向こうには2人の専従者がいるというふうにも聞いておりますけれども、いろいろと情報交換をしながら、営業もしたりということだろうと思っておりますけれども、部長も、お忙しいとは思いますが、できるだけ行って、職員を励ますとともに、また、山梨の果樹のPRをしていただければということをお願いして、私の質問を終わります。

(農業生産法人について)

山下委員 それでは、時間も時間ですので、簡単にさせていただき、農業生産法人一本に絞ってお伺いします。まあ、法人をつくれればいいというわけではないですけども、一生懸命、農業生産法人の数もどんどん山梨県もふえているようでございます。始まったのが10年ぐらい前だと思うんですけども、そこから現在、今のところ、どれぐらいの数になったんでしょうか。

大島担い手対策室長 農業生産法人の数につきましては、平成18年度は50社でありましたけれども、やまなし農業ルネサンス大綱を契機に力を入れてきてまして、平成22年度には2倍以上となる105社を数えております。

山下委員 それで、その中で果樹生産を行っている法人というのはどのぐらいあるんですか。

大島担い手対策室長 全体の4割弱の37法人であります。

山下委員 多分いろいろな形で育成を、県がメニューをいろいろとりそろえて、一生懸命、農家の方々にいろいろ指導しながら、進めていっているのだと思いますが、今、どんな感じで一般の農家の方々に指導、育成をされているんですか。

大島担い手対策室長 現在、農業生産法人につきましては、平成21年12月に国の農業生産法人の法律の要件が一部改正となり、構成員要件、事業要件等が緩和され、法人化がしやすくなっております。また、行政も先ほど言いましたように、力を入れてきてまして、やまなし型大規模経営体モデル育成事業等もありまして、支援をしているところであります。

また、特にふえてきている理由としまして、農業者のメリット、デメリットの理解が非常に促進されていまして、今後の経営発展に向けて、若い農業者を中心に、農業の法人化に対して認識が非常に高まっておりまして、先ほど言いましたように、105社を数えているという状況になっていると思っております。

山下委員 今言われたように、メリット、デメリットというのがあるわけですね。僕もいろいろ聞いてはいるんですけども、メリットとデメリットをちょっと簡単に教えていただけますか。

大島担い手対策室長 私としては、農業生産法人に幾つものメリットがあると思いますが、大きく分けて3つあると考えております。1つ目が経営上のメリット、2つ目が税制上のメリット、それから、3つ目としまして、融資上のメリットがあるのではないかと考えております。

最初の経営上のメリットにつきましては、当然、法人化をする、会社経営をされるということになれば、複式簿記をされますので、合理的な経営管理ができると。そういうしっかりした経営管理をいたしますと、有能な人材が集まりますし、従業員として福利・社会保障面が充実されると、そういう面で経営の

メリットが出てくると思います。

それから、税制上のメリット。どのぐらい所得税が優遇されるかというのがあると思いますけれども、税制面では、一定の規模があれば、法人税のメリットがあるという形ですけれども、非常にケース・バイ・ケースで、幾ら以上というのがはっきりと申し上げられないんですけれども、全国農業会議所のモデル試算というのがありまして、夫婦で1,000万円の所得を上げる場合には、税負担で30万円の差が出る、法人化すれば、30万円払わなくていいという事例を持っております。しかしながら、先ほど言いましたように、いろいろな所得ケースがありますので、一概に幾ら以上が得するかということのはっきり述べることはできませんけれども、県としては、現在、2,000万円の売り上げがあれば、導入を検討するというようなことで現在、指導を行っております。

最後に、3つ目の融資の条件としては、当然、制度資金の枠が大きくなるという面で、この3つがあると思っています。

デメリットにつきましては、当然、個人経営から会社経営になるという形で、事務量の増加という面があります。また、企業につきましては税理士さんをお願いしなければならないといった費用もかかるという金銭的な面があるわけですけれども、導入するに当たりまして、私どもとすれば、規模拡大、そういうものを踏まえて、総合的なメリットも考えながら検討していただくよう指導しているところであります。

山下委員

今お話の中で、2,000万円以上の方々には指導と。一個人の農家の方で2,000万円売り上げるなんていう方は本当に素晴らしい農家の方でございまして、その人たちでさえ、30万円の税制上の得ぐらいしかないということなんですね。

私の地元の若い人たちも一生懸命先進的にやっている方々もいるんですけれども、やっぱり農業生産法人になっても、司法書士に頼んで40万円ぐらいまず設立のときにかかってしまう。まだ税制上、それほど特にならないから、我々はやらないんだよと。よっぽど個人で普通にやっていたほうが税金対策も自由にできるからと、中には言う人もいるわけですね。

ですから、ぜひともお願いしたいのは、税制上の優遇税制とまでは言いませんけれども、そういうふうなものを少し考えていけば、もっと農業生産法人もふえていくし、また、先進的な農家をやりたいという人たちが法的な形で企業的に参入するということもできるので、その辺を農政部で大いに考えていただいて、また知事さんなんかにもお伝えしていただいて、全国知事会やいろいろところで、また、国にも要望していただければ大変うれしいかと思えます。以上でございます。

(農産物の放射能物質検査について)

小越委員

まず、放射能の検査のことです。ブドウ、桃を初め、農産物の放射能の検査をしていただいているんですけれども、この後の予定のことをお伺いしたいと思います。農家の方々にお聞きしますと、放射能の検査をしてもらって、本当によかったと。不検出であるということで、安全で安心なおいしいブドウや桃ということで、非常に喜ばれていました。今後もそのような方向で放射能の検査を続けていく予定なのかどうかお聞きしたいと思います。

樋川農業技術課長 今年度につきましては、いろいろな品目等ございまして、あと、米と畜産物、それから、カキとか、キウイフルーツなど、今後収穫を迎えるものにつきまして実施をしていくということになるかと思えます。

来年以降ということでございますけれども、放射性物質をめぐる状況が来年

どういう情勢になっているのかちょっと予想もつかないわけでございますけれども、いずれにしましても、県産農産物の安全性を確認するということは非常に重要なことだと考えております。そういった意味から、関係機関ともよく調整しながら、検査が必要ということになれば、実施をしていくことになるかと思えますし、また、その体制も整えていくというようなことになるかと思えます。

小越委員 農家の皆さんにとっては、それによって売り上げが大分変わってきますのでせっかく機械も買うことですので、ぜひ続けてやってもらいたいと思います。

2点目に、今年の桃、ブドウ、スモモの出荷、生産状況についてお伺いします。直近のものでいいんですけれども、今年の桃やブドウの出荷状況について、例えば、出荷の金額と出荷した出来高、キロというか、トンというか、それはどのような状況になっているのでしょうか。

小野農産物販売戦略室長 ただいまの御質問にお答えします。現状、まだ県全体という数字のとらえ方ができておりません。今、私どもがある程度つかめるのは、東京都、大阪市の市場の公表データを持っておりますが、それでも、8月までの状況しかわかりません。桃につきましては、価格、出荷量、販売額ともに、あくまでも主要市場ということでございますけれども、上回っているという結果でございます。

具体的に、量ということでございますけれども、8月までの桃の主要市場の出荷数量はほぼ1万トンでございます。それから販売金額は52億円でございます。それから、単価は平均で526円ということです。あと、ブドウにつきましては、出荷がまだ中途でございます。またわかりましたらば、お知らせしたいと思います。

小越委員 それは一昨年に比べて、桃やブドウの生産の状況はふえているのか、1キロ当たりの単価の売り上げはよくなっているのでしょうか。

小野農産物販売戦略室長 桃につきましては、主要市場での状況は昨年よりもいいということでございます。それから、ブドウにつきましては、8月までの状況では平年並みぐらいの数字ですけれども、8月時点における数量で、まだ半分ですので、その後の状況を見てみないと何とも言えない状況でございます。

小越委員 昨年、ブドウの場合はべと病がありまして、生産そのものは、かなり少なかったんですけれども、単価は非常によかったと。桃も今年は単価が上がっていると聞いているんですけれども、数量がたくさんあったほうが逆に単価が下がってしまうという、農家にとってみると非常に悔しい結果になりつつあるんですよね。たくさんつくっても、高く売るようにしてもらいたいというふうに、その努力をお願いしたいんですけれども。

それで、もう1つ、販路拡大の中で、桃の輸出のことについて聞きたいんですけれども、販路の1つの市場をとるということで、桃の輸出をやっていると思うんですけれども、今年の桃の輸出の状況はどうだったのでしょうか。

小野農産物販売戦略室長 輸出につきましては、まだ取りまとめが終わっておりませんので、はっきりしたことが言えないんですけれども、感覚としましては、今年の桃は国内市場からの注文が非常に多く、国内販売がすごく好調でございました。それと、円高とか、福島原発の事故に伴う日本産食品を避けられたことといったような状況がございましたので、今年は輸出向けよりも国内向けの出荷が優先されたような状況でございます。

小越委員            ということは、輸出よりも、国内市場のほうに今年は移行したと。そうしますと、輸出で桃を売るということにウエートを置くよりも、国内の市場開拓、内需拡大も含めて、桃にもっと力を入れていけば。輸出にかなり手間やお金もかかりますし、いろいろなりスクも伴っていく中では、国内の桃の市場を拡大するという方向にもっとウエートを置いたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

小野農産物販売戦略室長   今までの輸出の考え方も踏まえまして、これはどちらに力を入れるかという、そういう問題ではないと考えております。ですから、国内市場も輸出も両方とも頑張らなければいけないと思っております。

小越委員            やはり国内の中でも、山梨のブドウ、おいしい桃を含めて、市場の開拓がまだまだこれからだと。もう国内においては飽和状況にあり、山梨の桃は終わりだということではないと思うんです。そういう中では、輸出がすごくメインというふうに見えますけれども、国内需要のところにもう少し拡大するようなところをお願いしたいと思います。

最後に、農政部長に1点お伺いしたいことがあります。昨日の、一昨日ですか、新聞報道で、甲州市の議員の方のところに県の幹部職員が行かれたという報道がありました。農政部の部長は、遅くなったけれども、行ったというふうにお聞きしましたけれども、なぜそこに行ったのか、農政部長からお聞きしたいと思えます。

松村農政部長            ただいまの御質問にお答えします。先般、行われた会合でございますけれども、地元で行われたぶどう祭りの共催イベントといたしまして、県の職員のOBの方々も参加していると聞いておりますけれども、関連イベントとして、そのイベントを盛り上げるために行事を興したと聞いております。そのような趣旨を踏まえまして、そのイベントは農産物のPRというイベントの趣旨もあると聞いておりましたので、当日、私、少しおくれてではございましたけれども、参加したという形でございます。

堀内委員長            小越委員に申し上げます。今と同じ主旨の質問は、本委員会の所管外の事項となりますので、所管内での発言をお願いいたします。

小越委員            農政部長にお聞きしたいのですが、関連イベントに参加したということで、それから、甲州市かつぬまぶどう祭りもあったわけですから、ワインとかブドウのそのようなことについて、それによってどのようなことを研さんされたんでしょうか。

松村農政部長            ただいまの質問にお答えします。当日、現地を訪れまして、非常に大勢の方々で非常ににぎわいを見せていたというのが、これはその会場じゃなくて、地域全体がという意味でございますけれども、そういう印象を受けました。そういう意味で、山梨県の農産物を中心としたイベントというものは、非常に多くの人を魅了して、ある意味とりこにする、そういう魅力的な農産物の素材的な価値が非常に高いものがあるなというのをその場で改めて感じたところでございます。

小越委員            そこに行かなくても、そのことはかつぬまぶどう祭りに行けばわかるわけで……。

堀内委員長            ただいまの小越委員の発言は、本委員会の審査すべき内容から逸脱している

ものと思われまますので、所管内での発言をお願いします。

小越委員           ワインとかブドウのところは、ほかのところに行ってもわかったはずだと私は思っております。

                      そこで、農政部長としてここに行ったことが不適切だと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

松村農政部長       ただいまの御質問にお答えします。もし私がいろいろなイベントに、年間を通じてこの行事にしか行かないというようなことが仮にあった場合は、確かに少し御指摘の念があろうかと思いますが、私はいろいろな産地での行事に、休日も含めまして、できるだけ顔を出すようにしております。そういった産地の数々のイベントに実際足を運んで、その地域でのお祭りとかイベントの盛り上がりを見るということは、農産物のPR、そして、販売面での施策、それは組織として、個人として、両面を踏まえて、非常に行政マンとしての1つの財産になるんじゃないかと、そのような思いを持っているところでございます。

小越委員           これで終わりにします。私は、行政マンとして、ワインやそのことをぜひ見ていただきたい。特に農政部の部長さんです。そのところに行かなくても、もっとワインの方々、観光園やJAとか、農家の方々をそのときにも回ってもらいたかったと思っております。新聞にも書かれていますけれども、なれ合いじゃないかというふうに県民の方から言われても仕方がない面も私はあるんじゃないかと思っております。議会基本条例をつくっている過程でもありますので、議会も当局もみずからを律して、県民に不信や不安や不満を抱かれないような行動をするように私も努力したいと思っておりますので、ほかの職員の皆さんにもお願いしたいと思っております。終わります。

(地産地消の推進について)

臼井委員           1つだけ。地産地消というのは農産物だけじゃない、県内からできるすべての製造品、生産物が地産なんだけれども、その後、農政部のことについて聞きたいんだけど、山梨県庁には生産物全体として、地産地消を推進する、そういう組織はあるんですか。農務部だけじゃなくて。

西野果樹食品流通課長   地産地消につきましては、農産物の地産地消という意味でいけば、農政部で所管していろいろやっていますけれども、全庁的という話になりますと、企画県民部の消費生活安全課のほうで、農政部も入りますけれども、教育委員会とか、福祉保健部というところの関係課を集めた、食の安全あるいは食育というような部分を進める業務推進会議がございます。

臼井委員           今言うように、食というのはあることはよくわかっています。だけど、食だけに限らず、山梨県が本県の生産物、製造品を優先して県民は使っていこうという、いろいろな意味で地産地消というのは広範にわたるものだけれども、そういう中で、今、課長の答弁を聞いていても、あんまり県庁において地産地消の推進についての努力が不足しているなということをも今の答弁だけでも感じるんです。

                      先日、県庁地下食堂の食中毒で、中国の農産物であるネギが食中毒の原因であったということは、これは公に明らかになっていますけれども、先ほどからいろいろと議論されているワインであっても、いまだ県産のワインでないものが用いられているところというのは、これは率直に言って、いっぱいあるんです。ワインは、どちらかという、産業労働部の所管になるんでしょう。しかし、どちらにしましても、そういう意味で、農産物で、しかも山梨県にかかわ

るところで使っているものが中国産であった。それが不幸にも食中毒の原因であったなんていうのは、失礼だけど、まったくナンセンスな話。

どうしても地産地消という、一般の人は食ということをイメージするでしょうから、農政部長によくお願いしておきたいけれども、県庁内で、あなたは部長会議にも出るでしょうし、知事への面会もあるだろうしね。農産物は当然ですが、この自由経済だから、いろいろな企業がいっぱい入ってくる。山梨県の企業はもう押しつぶされそうであると。先ほど、ブドウがどのぐらいなんてお話もあったけれども、ブドウなんて、今、全国でつくっていない県はないですよ。そのぐらい生産が過剰であるから、当然、販売も厳しさがある。

そういうことを考えたときに、せめて山梨県において、地産地消ということは、部長、全体的に、それが食品でなくてもそうだけれども、特にここは食品に関係するところだから当然ですけれども、ぜひ地産地消をしっかり、山梨県の組織として、これはもう、こんなことは我々が言うまでもなく、地産地消と言っているのはあなた方なのだから、しっかりこれが県庁の中に定着し、県民にもある程度そういうことが理解してもらえるように、私は今回の事件を期に、そういうことをしっかり訴えてほしいなと強く要望しておくけれども、いかがだろう、部長。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。地産地消という取り組みは、昨今よく言われていますけれども、6次産業化、それと比較して軽重がつけがたい、大変大きな農政の課題だと思っております。今回、事例としていい事例かどうかわかりませんが、農政部におきましては、先月、牛肉の地産地消を推進するために、地下食で、知事をはじめ、幹部の皆さん方にも食していただく、そういうイベントなども農政部が中心となって調整を行い実現した、このような取り組みも直近でも行っております。

地産地消は確かに部局間に非常にまたがる案件でございますけれども、農政の大きな施策という認識を持って、関係部局と今後もよく調整し、大きな機運が盛り上がるように取り組んでいきたいと思っております。

臼井委員

これで終わるけれども、部長、ちょっと誤解しちゃいけない。要するに、あなたは部長会議にも出る立場だから、農政部の代表としてはもちろんだけれども、ともかく県庁全体で、農産物にかかわらず、県産品をみんなで使っていこう、みんなで活用していこうという、そういうムードを出して欲しいんです。今、牛肉を知事以下みんなで食べましたと。新聞に出ていたか出ないか、僕は記憶にないけれども、それだけではだめだよ。そうじゃなくて、それを広めるかということだから。

すそ野が一番大きい、あまねく大勢の県民の皆様方にどのように徹底させるかということは、まず県庁がその範を示すということ。そういう意味で、県全体でそういうことを一生懸命やりましょうと。はっきり言うけれども、今、県全体で一生懸命やっていないから、あなたが提案人になって、そういうことを発言したらどうかと。不幸にして、この間のネギの問題もあるから、そういう責任もいくらか感じながら、そういうことをしっかり言ってくれないかと言っているわけです。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。私も仕事の場もございまして、それ以外の場でも、地産地消に関連する部局の方々といろいろな施策を含めて話し合う場がございまして、そういった場などを通じまして、先ほど御指摘がありました点は、私のほうからも積極的に関係部長のほうに、このような御提案があった旨、また、それに向けて今後取り組む必要がある旨説明していきたいと思っております。



主な質疑等 企業局

※所管事項

質疑

(小水力発電の取り組みについて)

高木副委員長

原発の問題等々を考えますと、再生可能なエネルギーで電力をつくることは非常に大切かと思えます。その中で、小水力発電について御質問をしたいと思えます。

小水力発電については、県が策定した地球温暖化対策実行計画でもありますように、太陽光発電とともに、CO<sub>2</sub>削減をする上でも大変重要なものだと思います。我が県は山紫水明の地でもありますし、ここに住む我々の身近にある小さな川だとか、水路、小水力発電により生活に必要な電力をそこで賄うことができるのであれば、地球温暖化の問題に対しましても、自己完結型でまさに理想的な電力発電と考えます。

そのような期待を持ちつつも、現実として、現在、市町村等の小水力発電への取り組み、これがどのようになっているかお伺いしたいと思います。

仲山電気課長

山梨県企業局では、小水力につきまして、普及啓発ということで取り組みを行っております。その中には2つございまして、企業局がモデル事業として、実際、小水力を設置していくというものと、特に電気課の中に小水力開発支援室を設けまして、平成20年度から市町村等を中心として、技術的あるいは書類的なアドバイス等の支援をしてきております。

高木副委員長

支援を具体的にどのように行っているかお聞かせ願いたいと思えます。

仲山電気課長

小水力開発支援室を立ち上げた平成20年の翌年となる、平成21年5月に、小水力開発マップをつくりました。そこには98地点、企業局の職員が調べた地点があるのですが、その地点を公開しまして、身近にあるものに取り組んでいただくと。その中で、企業局の支援室はこんな内容を支援していますという概要を書いて、それを見て相談に来ていただくという体制をとっております。

高木副委員長

小水力を普及させていく上で課題が幾つかあるかと思えます。そこについてお伺いたします。

仲山電気課長

小水力開発支援室で市町村等のお話を聞く中で、難しいというお話が幾つかございます。1つは許認可です。河川法に基づく水利権とか、あとは、発電所ですので、電気事業法、その2つが規制の法律になります。最近は大分、規制緩和が進んだのですが、なお、なかなか緩和されない部分もあって、まず1つは、法規制が大変であること。そして、大きい発電所と同じような煩雑な手続をしなければいけないというところもあり、事務手続が大変だということです。あとは、小さいわりに割高となり、資金的なところも1つのネックになっているようです。それから、市町村についていえば、技術的職員が身近にいない、配置されていないというお話も聞いております。大きなところで、私どもが聞いている範囲ではそんなところではあります。

高木副委員長

法的なところでクリアしなければならない大変難しい問題があると聞きましたけれども、県や国に対しても、そこら辺の緩和、ハードルを下げることをぜひ要望してほしいと思えます。

最後に1つ。今既に稼働しています塩川とか、県内にある2カ所の稼働状況

をお聞きしたいと思います。

仲山電気課長

今、塩川とおっしゃったのは、平成22年4月から運転しております塩川第二発電所、それと、若彦トンネルの湧水発電所ということで、それぞれ80キロワット程度の発電所です。年間おおむね50万キロワットアワーという出力を想定しておりますが、ほぼ想定どおりの運転状況になっています。それぞれ河川水に影響されず、塩川第二については水道の水を使っているということと、もう一つ、若彦については湧水を使っていますので、比較的水が安定しているということで、ほぼ計画どおりの運転状況ということです。今のところ、大きなトラブルも聞いておりませんので、順調に稼働をしているところです。

その他

- ・ 委員長報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおりと決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月1日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 8月24日から26日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 堀内 富久